

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和3年9月7日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利
- 2番 藤田尚美
- 3番 秋山泉
- 4番 長田麻美
- 5番 山本伸子
- 7番 伊藤裕一
- 8番 石原幸雄
- 9番 柳井哲也
- 10番 甲斐徳之助
- 11番 池辺己実夫
- 12番 加川裕美
- 13番 北島登
- 14番 杉森弘之
- 15番 須藤京子
- 16番 黒木のぶ子
- 17番 守屋常雄
- 18番 諸橋太一郎
- 19番 市川圭一
- 21番 遠藤憲子
- 22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	飯 島 希 美
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都 市 計 画 課 長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学 校 教 育 課 長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和2年第3回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1. 「稲敷地方広域市町村圏事務組合等3広域組合の統合に際してのゴミ処理業務」について 2. 「東部地域の活性化策」について 3. 「教育行政」について	① 3組合の統合化の話があるが、本市は今後も単独でゴミ処理業務を続けていくのか？それとも組合の統合化に伴い、本市のゴミ処理業務を広域組合に委ねるのか。 ②本市のゴミ処理業務を広域組合に委ねる場合、本市の既存の牛久クリーンセンターの扱いはどの様になるのか？ 数年後のおくの義務教育学校の校舎一体化と千葉茨城道路が開通とを踏まえて、旧奥野小跡地を農産物直売所等として利活用すべきと考えるが？ ①他人や隣人を思いやる心等の更なる育みの観点から、道徳の授業時間を見直すべきと考えるが？ ②牛久栄進高の中高一貫校化を県に働き掛けては如何か？	市長 関係部長 市長 教育長 関係部長
2. 鈴木 勝利 (一問一答方式)	1. 児童生徒の登下校時の交通安全確保について	(1)通学路の緊急安全点検や危険個所の再調査の実施の有無、実施方法・実施者・実施期日、通常の調査との違い (2)危険個所数、危険個所の判断基準、改善内容・改善状況 (3)警察・工事事務所との連携、要請内容・要請状況 (4)登下校時の見守り強化策の有無・内容 (5)児童生徒に対する交通安全指導の有無・内容 (6)教職員の登下校時の見守り指導の実態 (7)登下校時の見守りの外部	市長 副市長 教育長 関係部長

<p>2. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>2. 行政サービスの 手続きについて</p>	<p>委託</p> <p>(1)行政サービスの情報を市民の隅々にまでに伝える工夫 (2)情報取得が困難な方に対する情報提供方法 (3)プッシュ型行政サービスの導入 (4)申請・手続きの簡略化・簡素化の工夫</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
<p>3. 柳井 哲也 (一問一答方式)</p>	<p>美術品等の市民からの寄託と市民ギャラリーについて 「エスカード牛久」内に整備予定であった市民ギャラリーが保留の状態になったことによる影響等を、特に美術作品等の市民からの寄託との関係を中心に伺いたい。</p>	<p>(1)牛久市へのこれまでの寄託の状況は？これまでどのような寄託がなされ、どのように対応してきたのか？ (2)市民ギャラリーの整備の見通しが立たないことでの影響は？ (3)今後の対応について</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>4. 秋山 泉 (一問一答方式)</p>	<p>1. 予防接種について</p> <p>2. 内視鏡検査について</p>	<p>1. 23価高齢者肺炎球菌ワクチンについて ①接種率の推移を伺う。 ②医療機関で定めた額から公費負担分3000円を差し引いた額が自己負担となり、一度しか受けられない。高齢者の負担を軽減する意味から二度目以降も負担すべきと考えるが、ご所見を伺う。</p> <p>2. 带状疱疹予防のためのワクチン接種について ①これまでどのような調査検討をしてきたのか。 ②ワクチン接種の効果を見た時、費用の一部を助成すべきと考えるが、ご所見を伺う</p> <p>1. 内視鏡検査の公費負担について ①本市は、令和3年度より内視鏡検査を50歳以上偶数年齢のみ70</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p>

		00円の助成をする。毎年内視鏡検査が必要な方にとって大きな負担である。対象者を区別するのではなく希望者には助成すべきと考えるが、ご所見を伺う。	
5. 市川 圭一 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルスワクチン接種について 2. 土浦・竜ヶ崎線について	全ての年代に接種はされていないが、副反応について 牛久・阿見IC周辺の道路接続による影響	市長 副市長 教育長 関係部長
6. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 市道23号線の全線開通後の牛久駅西側エリアの活性化について	(1)市道23号線全線開通の効果について (2)沿線の既存住宅地の状況について (3)沿線の既存住宅地における人口増加策について (4)隣接する市街化調整区域への取り組みについて	市長 関係部長
7. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	1. まち創りの景観整備について 2. ゼロカーボンシティについて	①23号線歩道につくられている花壇スペースの管理 ・里親制度での管理 ・行政区に依頼 ①牛久市の脱炭素への取り組み ・企業や家庭での具体的な目標 ・総合計画への具体的に組み込む必要	市長 関係部長
8. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. 医療的ケア児支援法について	・医療的ケア児を子育てしている家庭の把握は ・市としての支援の取り組み ・コーディネーター配置や協議の場の設置の考え ・保育園における受け入れの現状と今後について ・災害時への支援体制 ・小中学校への通学の現状と今後の受け入れ体制 ・児童発達支援センター設置にむけての協議の進捗状況	市長 教育長 関係部長

	2. 公立幼稚園の役割と未来について	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育に対する方針 ・公立幼稚園の役割 ・今後の公立幼稚園の運営について 	
9. 諸橋 太郎 (一問一答方式)	1. 市立の学校、保育園、幼稚園について	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童、生徒の推移 ・予測との乖離の現状と対策 ・生徒数減少の学校の利活用の方針 ・おくの義務教育学校・学校整備について ・奥野小学校の利活用の方針 ・トイレ整備について 	市長 教育長 関係部長
10. 須藤 京子 (一問一答方式)	<p>1. 令和2年度決算における新型コロナウイルス感染症による財政への影響と市政運営について</p> <p>(1) 国の感染症対応に係る財政措置と市民のいのちと暮らしを守る取り組み</p> <p>2. 牛久市と荒磯部屋の末永い友好関係を築いていくための取り組みについて</p> <p>(1) 隣接地での「荒磯部屋」創設までの経緯について</p>	<p>(1) 国の感染症対応に係る財政措置と市民のいのちと暮らしを守る取り組み</p> <p>① 国の財政措置による施策展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止の取り組み（感染症防止対策、医療提供体制の確保策、新しい生活様式への対応策等） ・生活に困っている方への支援（特別定額給付金他の執行状況） ・社会経済活動の回復に向けた取り組み <p>② 市の独自策、一般財源の総額</p> <p>(1) 隣接地での「荒磯部屋」創設までの経緯について</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

	(2) 新たな友好関係を育むための支援・協働について	(2) 新たな友好関係を育むための支援・協働について ・稀勢の里郷土後援会解散後の支援組織についての見解 ・観光、まちづくりの観点からの協働 ・教育・スポーツ分野の観点からの協働	
11. 長田 麻美 (一問一答方式)	1. おくの義務教育学校新校舎について 2. 牛久運動公園と特色のあるスポーツの推進について	(1) 新校舎建設の進捗状況は (2) 開校までの具体的なタイムスケジュールを伺う (3) どのような学校を目指すのか、ビジョンは (4) 跡地利用について (1) 牛久運動公園のプールの現状は (2) 今後の利用はどの様にお考えか (3) 特色のあるスポーツの推進について。	市長 副市長 教育長 関係部長 市長 副市長 教育長 関係部長
12. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. 市役所分庁舎について 2. 住宅地活性化について	① 老朽化していると感じられるが、問題はないか ② 執行部としての分庁舎についてのお考え ① 空家バンク等、現在の取り組みの成果 ② 「住宅団地再生の手引き」等、先進事例の研究はしているか ③ 都市再生特別措置法改正により第一種低層住居専用地域に病院、店舗等の立地の可能性がでてきたが、市の見解は ④ マイホーム借上げ制度、提携ローン、解体・リフォーム補助等の支援制度の検討状況	市長 副市長 関係部長
13. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 市内ストックヤードの搬入計画の確認	1. 当初の事業計画について 期間・対象・範囲・許可 2. これまでの実態について 料金・業者 3. 管理について 管理体制・責任者・対応	市長 教育長 関係部長

		4. 今後について 事業計画	
14. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 建設工事に伴う 残土の現状 2. 子どもの権利を 尊重する養育費と 面会交流について	(1)市内の建設残土の状況について伺う。 ・「牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の制定趣旨 ・不法投棄の現状と対策 (2)環境に配慮した公共工事の観点からの建設発生土について伺う。 ・ストックヤードの役割 ・建設発生土の利用者の責務と搬出入の管理体制 ・不適正な使用を防ぐための取り組み ・環境に配慮した建設発生土のあり方 (1)離婚に伴い支援が必要な人を把握しつなげるための総合窓口課と子ども家庭課との連携について伺う。 (2)特に子どもの福祉の観点から養育費と面会交流に関して、市と専門機関との連携及び市としての支援について伺う。	市 長 副 市 長 関 係 部 長 関 係 次 長
15. 加川 裕美 (一問一答方式)	1. 新型コロナワクチン接種状況について (1)在宅の重度障がい者・要介護者・医療的ケア児について (2)市内の法務省管轄の施設について	(1)在宅の重度障がい者・要介護者・12歳以上の医療的ケア児のワクチン接種状況を、意思確認方法も含めて伺う (1)茨城農芸学院の職員、院生の接種状況 (2)同院の直近の陽性者数。健康観察・副反応の対応等の医療体制 (3)東日本入国管理センターの職員、収容者の接種状況、収容者の接種意思確認方法 (4)同センターの直近の陽性者数。健康観察・副反応	市 長 副 市 長 関 係 部 長

	<p>2. 「健康チャレンジ」について</p> <p>(1) 現在の状況</p> <p>(2) 小・中・義務教育学校との連携</p>	<p>の対応等の医療体制</p> <p>(5) これら2箇所の施設各々へのワクチン供給状況と接種体制、接種者総数、追加接種が必要となった際の市の考え方</p> <p>(1) 現在「健康チャレンジ」はどのように展開されているか。過去2年から直近までの参加人数は</p> <p>(1) うしく野菜オーケストラの活用で児童・生徒に感染症下でも可能な健康増進を</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
<p>16. 北島 登 (一問一答方式)</p>	<p>1. 若年層のコロナ対策について</p> <p>2. 水道料金値上げについて</p>	<p>1. 若年層感染状況</p> <p>① 10代及び10歳未満の感染状況</p> <p>② 10代のワクチン接種の予約及び実施状況</p> <p>2. 感染防止対策</p> <p>① 学校、幼稚園、保育園、児童クラブ職員のワクチン優先接種</p> <p>② 定期的なPCR検査、抗体検査</p> <p>③ 10代のワクチン接種の促進</p> <p>3. 夏休み明けの小中学校での対策</p> <p>① 多様な方法での授業の進め方</p> <p>② 子どもたちのストレスに対する配慮</p> <p>1. 水道料金値上げによる市民への影響についての牛久市の認識</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>17. 遠藤 憲子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 介護保険について</p>	<p>1) 第8期介護保険事業計画がスタートしたが、施設整備の状況と待機者数について。</p> <p>2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、利用者のサービス控えの状況や対応について。また、コロナ感染による介護保険料軽減の状況について。</p>	<p>市長 関係部長</p>

	<p>2. 加齢性難聴者へ補聴器購入の補助制度創設について</p>	<p>3) 8月から介護施設における食費と居住費、高額介護(予防)サービス費の負担限度額が改正された。対象者の把握と影響について。</p> <p>1) 加齢により耳の聞こえが悪くなり、補聴器を使えば仕事や日常生活を改善できることから、全国で補聴器購入に自治体の補助を求める声が出されている。県内では古河市が補聴器購入に補助制度を設けている。難聴者の日常生活を改善させるための必需品であり、補助制度について。</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>18. 利根川 英雄 (一問一答方式)</p>	<p>1. 通学路の安全対策</p> <p>2. 市内の急傾斜地</p> <p>3. 自家発電設備とその点検</p>	<p>①通学路の安全対策の責任 ②登下校の事故についての対応 ③保護者や地域住民等に対する見守り強化について ④牛久市交通安全対策プログラムについて</p> <p>・市内急傾斜地の安全確認について ・急傾斜地の排水整備について</p> <p>・自家発電の定期点検について</p>	<p>市長 関係部長</p>

令和3年第3回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和3年9月7日（火）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時02分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る9月3日に設置されました決算特別委員会正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので報告いたします。

委員長に藤田尚美議員、副委員長に池辺己実夫議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は18名であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、8番石原幸雄議員。

〔8番石原幸雄議員登壇〕

○8番 石原幸雄 議員 改めましておはようございます。

フォーサイトの石原幸雄であります。

ただいまより、通告に従いまして3点の一般質問を行います。

まず第1点目といたしまして、稲敷地方広域市町村圏事務組合等3広域組合の統合化に際しのごみ処理業務について2項目の質問をいたします。

御承知のように、このたび令和5年4月1日を発足予定として、主に消防業務を担う稲敷地方広域市町村圏事務組合と、し尿処理業務を担う龍ヶ崎地方衛生組合並びにごみ処理業務を担う龍ヶ崎地方塵芥処理組合の3広域組合の統合化が明らかとなりました。

一方、本県については3広域組合のうち構成市町村数が最大である龍ヶ崎地方衛生組合の8市町村長が、当該3広域組合の統合化には基本的には賛成の意向を示していると聞き及んでお

りますが、統合化の背景等として考えられることは、広域事務の効率化及び国が思い描く将来の道州制の導入に向けての基礎的な環境づくりの一環であると認識をいたしております。

ところで、今回の3広域組合の統合化に際して、最も考慮する必要があると思われることは、ごみ処理業務の在り方であります。すなわち、消防業務とし尿処理業務については、消防業務を単独で実施している取手市を除いて構成市町村が一本でまとまっているのに対して、ごみ処理業務については、龍ヶ崎市と利根町及び河内町の1市2町が龍ヶ崎地方塵芥処理組合を結成し、稲敷市と美浦村の1市1村も江戸崎地方衛生土木組合を立ち上げている一方で、本市と阿見町とがそれぞれ単独でごみ処理業務を実施していることから、このごみ処理業務の統合化が3広域組合の統合化に際してのネックとなると判断をいたします。

そこで質問をいたします。

まず、3広域組合の統合化に際して、本市としては本市のごみ処理業務を今後とも単独で続けていくのか、それとも本市のごみ処理業務を将来的には広域組合に委ねるのか。

次に、本市のごみ処理業務を広域組合に委ねる場合、本市の既存のクリーンセンターの扱いはどのようなになるのか。

以上について明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和元年9月に稲敷地方広域市町村圏事務組合・龍ヶ崎地方衛生組合及び龍ヶ崎地方塵芥処理組合とその構成市町村により、3組合の事務の効率化と運営コストの削減、そのほか必要な改善の実施を目的に、3組合の経営・運営について協議検討する稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会が設置されました。

全国的な人口減少と少子高齢化の進行に伴い、これまでの経済活動、地域活動を支えてきた人口構造が大きく変わっていきます。この3組合の構成市町村のほとんどが人口減少の状態にあります。

牛久市は、人口ビジョンにおいて2060年に8万4,000人を目指すこととしておりますが、現状では、出生率の低下が著しく推計を下回っている状況でございます。

このような状況下において、将来に向けての行政コストの削減は、現在の3組合加盟各自治体においても必須であることは明白であります。

このような経緯により、当市も構成市として委員会に出席し協議に加わっているところでございます。委員会では、各組合の問題点の整理や雇用条件の相違点などが上げられ、目指すべき方向について協議が行われております。

まずは、現状の3組合の統合を行い、将来的には構成市町村全体のごみ処理や斎場運営の統合についてどうするかを検討していくとされております。

現時点においては、現在の3組合の統合について協議しており、各自治体が独自処理している業務についての検討は行っておりませんので、牛久市のごみ処理を統合後の組織に委ねるかは決まっておりません。以上です。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今の部長の答弁によりますと、ごみ処理については、こういう言葉が適当かどうか分かりませんが、全く統合化については白紙状態であると理解いたしましたが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 現時点においては、そのようなこととなります。以上です。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 奥原のクリーンセンターについては、記憶によれば、たしか昨年度までに5年ぐらいの歳月をかけて機械の更新をしたと記憶をいたしております。それが、今後たしか十数年はこの状態が続くと思いますけれども、それを見越して、その先のこともある程度考えておく必要があると思いますけれども、その再度の更新時期になる頃までには、やはり何らかのことを考える必要がある、そういった場合のことも全く考慮していないということでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 議員のおっしゃるとおり、延命化工事を当クリーンセンターは実施してわけでございますけれども、延命化を図っても更新時期というのはおのずと訪れるわけでございますので、その時期までには広域化がいいのか、あるいは単独でそのままいくのかという検討というのは必要であると考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 この問題は、非常に重要な意味を持っていると理解をしております。この問題については、今後とも折を見ながら、機会を見ながら問いただしてまいりたいと思いますが、将来、やはり統合化が必要か、必要でないかということは常に考えておくことが重要であろうと思います。この点について、市長はどのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 現状、未来を考えながら、これからのクリーンセンターのことを考えてまいります。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 それでは、次に2点目といたしまして、東部地域の活性化策について質問をいたします。

本件については、様々な角度からの議論が可能であると存じますが、今回は、旧奥野小跡地の利活用を題材に取り上げてみたいと存じます。

申し上げるまでもなく、令和2年4月1日におくの義務教育学校が誕生しましたが、現在は4年生以下が旧奥野小の校舎で学び、5年生以上が旧牛久第二中学校校舎で学ぶという体制になっております。

一方、令和3年度の当初予算において、おくの義務教育学校の校舎の一体化に向けた基本設計費用が計上されたことから、今後、順調に事が進めば、旧牛久二中の校舎の大規模な増改築が実施され、令和6年度ないしは令和7年度にはおくの義務教育学校の校舎の一体化が実現されると認識をいたしております。

そうなると、旧奥野小の跡地が空白化することから、その跡地をいかに利活用するのが東部地域及び本市の大きな行政課題の1つとなることが必定であり、その意味で、早急な検討が求められていると考えます。

ところで、令和5年度ないしは令和6年度くらいには、千葉茨城道路と言われる龍ヶ先阿見線バイパスの供用が開始されると聞き及んでおりますが、当該バイパスの開通により、首都圏中央連絡自動車道の阿見東インターチェンジに隣接するアウトレットモールや、牛久大仏へのアクセスがこれまでよりも容易になるので、交通量の増大は明白であります。

それゆえ、旧奥野小跡地の利活用を検討する際には、龍ヶ先阿見線バイパスの開通に伴う交通量の増大を視野に入れた検討が必要不可欠と存じますが、その際には、阿見町が追原地区に開設を予定していた道の駅の計画が中止と決定されたとの新聞報道があったこと並びに当該バイパスは旧奥野小跡地の東側の直近を通過するという事実を併せて考慮する必要があると存じます。

そこで選択肢の1つとして、当該跡地の地の利を生かし、当該バイパスから当該跡地への進入路の整備とともに、地場の農産物の直売所等として利活用することも検討すべきと判断をいたしますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 おくの義務教育学校の一体型校舎の整備につきましては、これまで議会答弁においてもお答えしておりますとおり、現在、南校舎として使用している旧牛久第二中学校の敷地での整備を決定し、本年度整備に向けた設計業務の発注に取りかかったところでございます。

一体型校舎の整備に伴い、北校舎である旧奥野小学校のその後の利活用について同時に検討を進めなければならないものと認識しているところであり、その検討に当たっては、この地域

に求められる機能としてどのようなニーズがあるのか、また当市の所有する公共施設全体の維持管理を踏まえた検討など、十分な検証が必要と考えております。

御質問でございますとおり、新規の道路が開通することにより、新たな土地利用も想定されるではありますが、現時点において、設計業務がスタートする段階であり、今後、保育園をどうするかなど様々な側面からの条件の整理や、農産物直売所等を含めての地域からの御意見、東部地区全体の地域活性化などの視点を踏まえて検討を進めてまいりたいと存じます。以上です。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今、吉田部長のほうから、農産物の直売所等も含めた利活用も視野に入れている旨の答弁がございました。今後、そのようなものも含めた利活用の在り方を検討するに際して、何らかの組織と申しますか、単に執行部の中で検討をするのか、それとも何らかの検討委員会的なものを立ち上げて検討をしていくのか、その点についてはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 まず最初には、庁内において関係各課で構成する検討委員会を組織して、その中で検討しながら、また市民を入れてのことになるのかどうかというのも含めて、その検討委員会の中で検討していきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 そうすると部長、庁内での検討ということになりますが、取りあえずは、その検討は、もう今年度中に始めるのか、それとも次年度以降になるのか、その点についてはいかがですか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 おくの義務教育学校の校舎の整備の状況もございますので、早い時期にというふうには考えております。できれば今年度中には庁内の委員会を組織していきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 それで、検討していただくことは大いに結構なことであるし、そうしていただきたいと思いますが、その検討に際しては、先ほど部長の答弁にもありましたように、地元の意見というものを十分に考慮に入れた上での検討が必要かと思えます。この点、市長どうですか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 検討いたします。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 この問題については、ここで終わりにしたいと思います。

○杉森弘之 議長 ここで、自席にて暫時休憩とします。

午前10時19分休憩

午前10時20分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。

8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 最後に第3点目といたしまして、教育行政について2項目の質問をいたします。

初めは、道徳の授業時間の見直しであります。

申し上げるまでもなく、戦後教育の本質は、一言で言えば、他人や隣人に対する思いやりよりも、自分自身や自己の個性をいかに大切にすることというところに重点が置かれてきたと私は認識をいたしております。

もちろん、自分自身や自己の個性を重視することは大切な要素であるとは存じますが、その一方では、自分自身や自己の個性を尊重し過ぎた結果、古来、日本人の美德とされてきた他人や隣人を思いやる心や感謝の念が薄められ、今日に至っていると思います。

ところで、私は過日、ある有名なテレビアナウンサーの「今、日本人に求められているもの」というテーマの講演録を拝聴する機会に恵まれました。それによると、2つの実話が紹介されていました。

1つ目は、ある教師が担任するクラスにI君とS君という成績や素行のよくない2人の生徒が在籍していましたが、この担任教師は、どんなに嫌われようともI君とS君に丁寧に接し続けた結果、この担任教師が他界した際に執り行われた葬儀の棺の担ぎ手は、何とI君とS君であったという事実であります。

2つ目は、ある小学校に体の不自由な児童が在籍していましたが、この児童は体育の授業の開始前の教室での体操着への着替えに時間がかかり、度々体育の授業に遅参するので、同じクラスのある児童が、この児童の着替えを手伝い続け、その結果、当該児童が授業に遅参することがなくなったことから、当該児童の母親が着替えを手伝ってくれた児童に対して「ありがとう、ありがとう」と何度も絶叫したという事実であります。

この2つの実話から、今の日本人には薄れていると思われる、他人や隣人を思いやる心や感謝の念を道徳の授業時間に児童や生徒に教示することが極めて肝要であると再認識をいたしましたが、この問題は、特に現代が地球温暖化の影響を受けた天候不順の状態にあり、そのために大災害や大地震が発生する確率が高く、その場合に備えた現場での助け合いの精神を育むこ

とが不可欠であるという意味においても重要であると確信をいたします。

そこで質問をいたします。

本市の小中学校における現在の道徳の授業時間は、ともに週1回であります。令和4年度から、各小中学校の裁量で教科の授業時間の配分を変更できるという新制度を導入するとのこのたびの文部科学省の方針の決定に基づき、本市としては、この際、他人や隣人を思いやる心や感謝の念を育む観点から、道徳の授業時間を小中高ともに週2回程度に見直すことを検討すべきと考えるのでありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 これからの未来を担う子供たちには、人を気遣い、共感する思いやりの心をより一層育んでいかなければならないと思っています。

このことは、新しい学習指導要領で育成する3つの資質・能力の中の1つである人間性の育成の中にも、多様性の尊重や優しさや思いやりという言葉で示されています。そして、道徳教育の充実を図るために、道徳の時間から特別の教科道徳といったように、道徳が授業となり教科書もできました。

道徳の授業は、年間35時間あり、その中で自由と責任、親切、思いやり、規則の尊重、生命の大切さなど22の道徳の価値を扱うこととなっています。年間35時間ですので、35時間引く22時間で13時間の余剰時間があり、学校として大切だと思う価値については、残りの13時間で何回も扱い、重点化できるようになっています。

一方、道徳の授業時間を要として、学校教育活動全てで行う道徳教育という考えがあります。ある学校では、道徳の授業において、さりげない優しさという教材を使って思いやりの道徳的判断力や心情を育てます。

一方、総合的な学習の時間で歩く会があります。そこで、多くの地域の方々と触れ合いながら、歴史や文化を学びます。さらに家庭科では、家族や地域の高齢者との関わりの学習において、身近な家族や地域の高齢者について、これまでの関わりを振り返り、これから自分たちができることを考える授業があります。こうした総合的な学習の時間や家庭科の時間で、道徳で身につけた思いやりの心を実践に移していきます。

このように、教科横断的なつながりで児童生徒の力を育成していくことをカリキュラム・マネジメントといいます。道徳の時間を2時間に増やすことなく、カリキュラム・マネジメントによって、ほかの教科との関連を図り指導を進めることで、思いやりの育成といった狙いを達成できるものと考えています。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今の教育長の答弁によりますと、授業時間そのものは見直すことは

ないけれども、学校全体のカリキュラムの中で、道徳的な部分を取り入れていくというふうに理解をいたしました。そのとおりでよろしいのかどうか確認を求めます。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 全ての教科を通して道徳教育というものをベースに置いて学校教育が進められたらなと考えています。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 この問題も、非常に学校教育においては人間形成の上で大変な重要な問題であると認識をしておりますので、その点には十分配慮をいただいて、今後とも続けていっていただきたいと思います。

続きまして2項目めといたしまして、牛久栄進高校の中高一貫校化に向けての茨城県への働きかけについて質問をいたします。

申し上げるまでもなく、中高一貫校とは、中学と高校とを接続し、6年間にわたって一貫した教育を行う学校を意味し、茨城県内には公立の中高一貫校として既に小瀬高、並木高、日立一高、古河高、太田市高、鉾田一高、鹿島高、竜ヶ崎一高、下館一高、水戸一高、土浦一高、勝田高の12校が存在をいたしますが、4年度には新たに下妻一高と水海道一高とが中高一貫校化されると認識をいたしております。

ではなぜ、公立の中高一貫校が増加するのか。主な理由としては、以下の4つが挙げられます。1つ目は、6年間という時間に余裕があることから、生徒に対して計画的かつ継続的な教育指導が可能であること 2つ目は、特色あるカリキュラムを導入できること 3つ目は、生徒の保護者にとっては経済的負担が比較的少ないこと そして4つ目は、大学受験を考慮した場合、いわゆる進学校と直結していることなどであります。

ところで、まちづくりの観点から考えると、公立の中高一貫校の存在は大きな情報発信源となることから、この際、立地環境や交通アクセスなどを総合的に踏まえ、本市に立地する牛久栄進高校の中高一貫校化に向けた茨城県への働きかけを検討してはいかかかと考えるのでありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 茨城県の高次教育課に聞き取りをした結果、6年間の計画的・継続的な指導が可能である併設型中高一貫教育校及び中等教育学校を県内各地域に設置することとしていると。県立高等学校改革プラン実施プランI期（令和2年から令和5年）では、県内を12のエリアに分割し、各エリアにおおむね1校の中高一貫教育校が設置されており、令和2年から令和4年度までに10校の中高一貫教育校の設置が計画されております。この計画により、令和元年度以前に開校した4校を含む14校が設置されることとなり、令和5年度以降の新た

な中高一貫校の設置は予定されておりませんということでした。

牛久栄進高校とは、これまでも市内の小中学校と様々な関わりを持っており、今のままの連携を維持してまいりたいと考えています。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今の教育長の答弁によりますと、県に聞いてみたらば、そのようなことは考えていないので、牛久市としても考えないというふうに理解をしたんですが、これは現在のことでありまして、将来的にはどうなのか、再度答弁を求めます。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 茨城県内全部を12の地区に分けて、12の地区に1校ぐらいずつ中高一貫校をという方向で進めているらしいんですが、牛久栄進高校は、第10区に入っています、そこには既に並木中等と水海道一高の2つができていたというようことがあって、3つ目ということで難しいという話でした。

であれば、今進めているような中学校と高校の先生たちの交流や、授業の交流みたいなものを進めながら交流を深めていくということが差し当たっての現実的な方向かなと考えております。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 栄進高の中高一貫校化は難しいという答弁でございますが、その難しいことをやるのが政治の責任というか、政治の仕事であるし、教育行政の課題の1つでもあると思いますが、この点について再度いかがお考えか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 改めて中高一貫校のメリット、デメリット等をよく検討しながら考えていきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 考えていくということは、検討するという意味に理解してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 この中高一貫校の成果というものがどのようなものかというのは、ちょっと私もまだ分析していないので、検討しながら考えていくというふうなことで進めていきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で8番石原幸雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

午前10時35分休憩

午前10時46分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

[1番鈴木勝利議員登壇]

○1番 鈴木勝利 議員 こんにちは。公明党の鈴木でございます。

通告順に従って質問をいたします。

まず最初に、児童生徒の登下校時の交通安全確保について質問をいたします。

6月28日、千葉県八街市の市道で、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、児童男女5人が死傷するという痛ましい事故が発生いたしました。トラックを運転していたドライバーからは基準値を超えるアルコール量が検出され、飲酒による影響で居眠り状態の運転だったと判断し、検察当局は危険運転致死傷罪容疑で起訴するという甚だ許し難い事例となりました。

運転手の責任は厳しく追求されることは当然ですが、果たして今回の事故は何とかならなかったのか、尊い子供たちの命を救うことができなかったのかと考えると、大変残念でなりません。

報道によりますと、事故の現場は近くの小学校の通学路になっていて、見通しのよい直線の道路でした。しかし、児童が登下校するところには歩道もガードレールも路側帯もなく、歩行者と車とを遮るものは何もなかったということでした。また、速度規制の標識もなく、車の抜け道としても使われ、通勤時間は交通量が多い道路でした。当該通学路では、これまでも何度かガードレールの設置が市当局に求められていましたが、幅員が足りず、道路拡張には多額の費用が必要なため設置は困難であるとして要望が見送られてきました。

しかし、当該事故を受けて、6月30日に市当局は、通学路の危険箇所を見直すとして表明し、事故現場の安全対策を施す方針を示したようです。もしガードレールでもあったら、尊い子供たちの命が救えたかもしれないと考えると、事前の行政の判断の可否を考えざるを得ません。

さて、大事なことは、このような事故は全国どこでも起こり得る話だということです。本市も例外ではありません。そして、二度とこのような痛ましい事故を起こさないように対応していくことです。

1つは、車を運転するドライバーの在り方、交通安全教育としての問題があります。そしてもう一つは、道路施設等の交通環境の整備の問題、すなわち行政が事前に安全を確保できる体

制を整えることです。

当該事故を受けて、私たち会派は直ちに市長、教育長宛てに児童生徒の登下校時の安全対策の強化を求める緊急要望書を提出し、早急に対応するように求めました。また、議会としましても、全会一致で通学路の安全確保を求める緊急決議を可決いたしました。

そこで、これらの要望や決議を踏まえて伺います。

本市では、牛久市通学路交通安全プログラムに基づき、学校・地域等の関係機関が連携して、定期的に通学路の安全確保がなされていることは承知しております。そして、毎年小中学校通学路危険箇所調査が実施され、その対応状況についてはホームページで公表されていることも確認しております。

その上で、さきの要望や決議、また8月4日の政府の方針等にもありましたが、今回の事故を受けて、通学路の緊急安全点検や危険箇所の再調査を実際に実施したのか伺います。あわせて、それはどのように実施したのか。既に実施したとすれば、誰が、いつ、どのように実施したのか、通常に通学路危険箇所調査の実施方法と同じだったのか、違っていたのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 通学路の安全対策については、従前より牛久市通学路交通安全プログラムにより、市役所内部はもちろんのこと関係機関とも連携して対応を実施してまいりました。

一方、先般の八街市での事故を受けて、7月初めに学校教育課、道路整備課、地域安全課、部でいいますと教育委員会と市民部、建設部になりますが、その3課で協議をしまして、改めて危険箇所の洗い出し作業を緊急に実施し、改善に必要な箇所に対応するための補正予算案を今定例会に上程をさせていただいたところでございます。

そしてその際には、今回の事故を契機として、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して作成した通学路における合同点検実施要領に基づき、1つとしましては、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、2つ目としましては、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、3つ目としましては、保護者、見守り活動者、地域住民などから市町村へ改善要請があった場所、この3つの新たな観点から危険箇所の洗い出しを行っております。

なお、令和3年度の通常牛久市交通安全プログラムに基づく合同点検は、8月末に実施されておまして、その合同点検においても、この新たな3つの観点を踏まえて、学校から提出された危険箇所について、学校教育課、道路整備課、地域安全課、学校、竜ヶ崎工事事務所、常陸国道河川事務所、牛久警察署により現地調査を実施して、現在、その対応を協議しているというような状況でございます。以上です。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいまの答弁をお聞きいたしますと、子供の視点が欠けているような感じがいたしました。通学路危険箇所の調査にとって最も大切なことは、それは通学路の当事者、すなわち児童生徒の視点、立場に立って見極めることだと思います。大人の側が危険ではないと思っけていても、子供にとっては危険になることもあります。ですから、児童生徒の意見も聞きながら、時には児童生徒と一緒に、児童生徒の目線で調査していただくことも考えていただきたいと思います。

さて、ホームページ上の令和2年度小中学校通学路危険調査対応状況表によりますと、危険箇所と判断された地点は45か所に上っております。そこには、既に改善されたものもありますが、今回の緊急点検の結果、いまだ改善されていない危険箇所は何か所あったのか伺います。また、危険箇所という判断はどのようになされたのか伺います。そして、路面標示や看板設置、歩道やガードレール、ガードパイプ、ガードポール等の防護柵の設置等、具体的にどのような改善がなされたのか、あるいは今後どのように改善していくのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 これまでの通学路の安全対策につきましては、牛久市通学路交通安全プログラムに沿って計画的に合同点検を実施し、継続的に危険箇所の改善を行っております。これらの取組は、PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上に努めているところです。

このプログラムでは、平成26年度以降、毎年学校区ごとに危険箇所を洗い出し、合同点検を実施してまいりましたが、令和2年度末の時点で対応必要箇所が累計で205箇所あります。そのうち改善した箇所は182箇所という状況になっております。

改善された内容としましては、児童の横断が多い交差点での歩行者青信号の延長や、車両の通行量が多い交差点に滞留する児童を防護するための車止めの設置、栄町保育園付近から神谷小学校前の道路については、大部分の歩道の整備、その他危険箇所への注意喚起等の路面標示などです。

危険箇所の判断としては、これまで明確なものはありませんでしたが、学校やPTA、見守りボランティアの方が見守り活動を行っていただいている中で危険と感じられるものを上げていただいております。また、今年度からは、先ほど述べました新たな3つの視点を加えて御報告をいただいております。

まだ改善されていない箇所や、今年度実施した合同点検により新たな対策が必要な箇所につきましても、併せて引き続き改善に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 そうしますと、いまだ改善されていない箇所は205から182を

引いて23か所あるという理解でよろしいですね。早急な対応をぜひともお願い申し上げます。

では、警察や工事事務所との連携はどうか。また具体的に対策が必要な箇所への信号機の設置や交通規制等の要請を行ったのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 これまで牛久市交通安全プログラムに沿って点検、改善をしてきました対応には、警察管轄の速度規制や信号機関連のほか、県管理の県道や国道408号線に關係する箇所もございます。牛久市通学路交通安全プログラムの中では、道路管理者である茨城県や警察などとも連携して実施する合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード面の対策や交通安全教育のようなソフト面の対策など、具体的な実施メニューを検討し改善することとしております。

そのため、危険箇所の合同点検は、必要に応じて牛久警察署や竜ヶ崎工事事務所の立会いの下実施され、牛久警察署には青信号の延長や速度規制への対応、また竜ヶ崎工事事務所には、県道交差点での車止めの設置等の対応などをしていただいております。

直近の事例といたしましては、岡田小学校前の国道408号線の歩道の拡幅などを要請し、改善をされてきたというところがあります。以上でございます。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、交通安全確保のためのソフト面からの対応について伺います。

地域ボランティア、保護者、警察等による児童生徒の登下校時の見守りについて、何らかの強化策を打ち出したのか、またそれはどのようなものであるのかについて伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校を中心としまして、学校教育課、地域安全課、牛久警察署、地元の区長、青少年相談員、民生委員、PTA本部役員などで構成される学校安全協力者の会議が開催されております。この会議では、毎年、関係機関が出席し、通学路の安全対策の向上を図るための協議及び情報交換の場として開催し、地域全体での見守り強化に努めているところで

す。

また、300人を超える中根小学校の児童が横断しているふれあい通りのひたち野東交差点や、ソフトバンクショップ前の交差点、それからauショップ前の交差点などについては、特に見守りの強化が必要な箇所として保護者による立哨が行われておりますが、当該交差点の安全確保については、牛久警察署への協力の要請も行ってきたところでございます。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 続きまして、児童生徒に対する交通安全指導について伺います。

定期的に交通安全指導は実施していると思いますが、この事故を受けて改めて交通安全指導を実施したのか、またそれはどのようなものであるかについて伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 千葉県八街市の通学路で発生しました交通事故を受けまして、各学校では、児童生徒に対しての交通安全指導を行ってまいりました。

小学校では、多くの学校が朝の会や帰りの会、また下校指導時に安全な一列歩行や周囲に気をつけて歩行することなどを指導しております。

中学校では、学年集会を行って、自分で自分の身を守ることの大切さについて考えたり、委員会活動において、生徒が主体となって交通ルールを守ることを呼びかけたりした学校もありました。

また、オンラインでの全校集会を行い、全児童生徒で交通安全の意識を共有したり、生徒指導日よりという手紙を配布しまして、交通ルールを守ることや安全な登下校について周知した学校もありました。

今後も、日常的な指導の中で、子供たちに毎日の登下校を振り返らせて、周りの状況を考えさせながら、安全な登下校についての意識をさらに高めていけるよう指導してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 児童生徒の登下校時の見守りや指導について、学校によっては、早朝より学校の先生方が出勤して対応に当たっていると伺っております。しかしながら、2019年10月定例会の一般質問、学校の働き方改革について述べましたとおり、2019年1月25日の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、基本的には学校以外が担うべき業務として、登下校に関する対応が挙げられております。これを踏まえれば、このような実態は学校の働き方改革に反するとも言えます。

ところで、広報うしく8月1日号の二、三ページにわたって、教職員の働き方改革の特集が組まれておりました。さらに、今後2回にわたって学校の現状や今後の取組を掲載するということでした。

学校の働き方改革について、市民の方々に正しく情報を伝えることによって、市民の理解と協力を得ることの必要性は、私も一般質問等をして何度も訴えてきたことですから、今回このような形で掲載されたことについては高く評価したいと考えております。

それゆえ、なおのこと疑問に思いますが、なぜこのような実態に陥っているのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教職員の登下校時の見守り指導につきましては、鈴木議員のお話のとおり、教職員の働き方改革において非常に重要な問題となっております。

中央教育審議会答申では、働き方改革に関する方策において、登下校に関する対応は基本的には学校以外が担うべき業務と示されております。しかし、現在、13校中8校で教職員が登下校時の見守り指導を行っているという現状があります。

学校は、子供たちがこれからの変化の激しい時代を生き抜くための力をつける場所ではなくてはなりません。そのためにも、先生方の働き方を見直し、授業やその準備といった先生方にしかできない教育活動に全力を投入していかなければならないものと思っております。

そして、そのためにも、登下校の見守り活動については、学校が保護者や地域と連携を図りながら登下校の見守りをお願いしていくことが必要となります。

ある学校では、コミュニティ・スクールの学校運営協議会での話し合い活動によって、放課後の見守り活動は地域の方々が協力して行い、教職員はその時間を研修や授業づくりの時間に充てております。

文部科学省が発行しています「登下校見守り活動ハンドブック」にも、見守り活動は地域住民、PTA、保護者、地域団体が連携・協働し、地域全体で取り組むことが重要であると示されております。地域全体で子供たちを見守る体制をつくっていくために、教育委員会としても、さらに検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいまの答弁をお聞きしますと、保護者や地域に見守りをお願いしなければならない。地域全体で子供たちを見守る体制をつくっていきたいと考えてはいるものの、実際にどこまでお願いしているのか、あるいはお願いはしているものの、保護者や地域の協力が得られていないのか、定かではありません。

しかしながら、保護者や地域の方々の協力が得られないからといって教師が担っていたのでは、いつまでも学校の働き方改革など実現できません。保護者や地域の方々の協力を得ることが、今すぐには難しいのであれば、例えば警備関連業の外部業者に委託するなどして、教師の負担軽減を推し進めるべきだと考えます。本市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほども申し上げましたとおり、登下校に関する対応は、基本的には学校以外が担うべき業務と示されております。しかし、実態は子供たちの安全を守る気持ちから、教職員が登下校時の見守り指導を行っている現状があり、その結果、本来授業の準備などに向かうべき時間が削られているということも事実であります。

このようなことから、市や市教育委員会、保護者、地域住民など様々な主体が連携して見

守り体制の構築を図ることが必要です。

なお、登下校時の見守りの外部委託につきましては、箇所数の多さや費用負担の問題など様々な課題がございます、非常に難しい問題であると認識しております。今後引き続き調査研究をしてみたいと考えております。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 言うまでもなく、子供たちの安全確保は保護者や学校、行政だけが対応すれば済むものではありません。また実際、それだけでは子供たちの安全確保は成り立ちません。車を運転するドライバーはもとより、地域、市民、あらゆる人たちの協力の上に成り立っていくものです。そのことをしっかりと市民の方々にお伝えし、子供たちをみんなで守ろうという意識を高め、協力を求めていくことが行政として取り組まなければならない責務だと思います。

いずれにしましても、このような悲惨極まりない事故が二度と繰り返されないように、全市一丸となって対応していきたいと思えます。

以上で最初の質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 ここで自席にて暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時12分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。

1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、2つ目の質問をいたします。

行政サービスの手続についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、多くの人々に様々な支障、弊害をもたらしました。生活困窮、経営不振、失業、不安、ストレス、孤立等々。それに対して、国や自治体は給付や支援、助成、補助、貸付融資、減免、猶予といった財政的支援を図り、また相談窓口等を設けて、生活者や事業者の声に耳を傾け、人々の暮らしと健康を守ることに努めてきました。そして、多くの人々が、これらの行政の支援を得るために行政の窓口に足を運び、また電話やインターネットを活用して手続を進めてきました。

しかし一方で、これらの支援を受けられなかったり、支援そのものを知らなかったり、相談をためらった人々もいることも事実です。そしてこれは、今回のコロナ関連の支援、相談に限らず、むしろ通常の行政サービスにおいてそのような事実は決して少なくないと思えます。

行政サービスの手続に関しては、基本的に利用者が自ら情報を探し、自ら足を運び、自ら申

し出なければならないという申請主義に基づいております。行政サービスを受けるには、まず初めに利用者がその情報を獲得する必要があります。一方で行政側は、それらのサービスの情報提供に努めるように求められております。例えば、社会福祉法第75条第2項には、国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。

そこでまず、本市では市民が利用できる行政サービスについて、その情報を市民の隅々に伝えるために、どのような工夫がされているのか伺います。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 市の行政サービス情報の周知方法といたしましては、広報うしくをはじめ、公式ホームページ、かっぱメール、ツイッター、フェイスブック、LINEなどのSNS、防災行政無線、FMうしくうれしく放送、行政区回覧、記者会見など、皆様が必要な情報を取得する選択肢を多数提供できるよう取り組んでおります。

広報うしくは、月2回の発行ですが、インターネット環境が整っていない方に情報をお届けする上で重要な広報媒体でございます。公式ホームページ、かっぱメール、SNSなどは、情報を速やかに発信することなどができる利点を生かし、最新情報をタイムリーに配信することができる有効な情報ツールでございます。

なお、公式ホームページでは、グローバル化する社会に対応するため、パソコン版とスマートフォン版ともに多言語返還ができる機能を導入しており、日本語の文章を読んで理解することが困難な外国人の方々に対し、正確な行政サービス情報をお届けすることができるよう、情報環境を整備してございます。

防災行政無線やFMうしくうれしく放送などは、視覚的な情報だけではなく、声により皆様に情報をお届けすることができる貴重な情報伝達手段となっております。

これらの視覚的・聴覚的情報発信を担う様々なツールなどを有効に活用し、これからも市民の皆様が必要とする情報をより多く、より早く、より分かりやすく届けられるよう取り組んでまいります。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 申請主義は、利用者が自ら行政サービスに積極的にアクセスしていこうとしなければ利用することはできません。しかし、行政サービスは複雑多岐にわたっており、この中から自分が利用できるサービスを選択することは決して容易ではありません。また、利用者の物理的・能力的な要因も絡んできます。誰もが公平に行政サービスを受けることができるようにするためには、利用者だけでなく、行政の努力も必要です。

そこで、そうした個々の状況に応じた情報提供、言い換えれば、情報取得が困難な方に対す

る情報提供について、本市はどのように取り組んでいるのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 情報の取得が困難な高齢者や障害を有する方への情報提供につきましては、その方の状況に応じた個別の対応を行っております。

具体的には、まず地域の相談相手であります民生委員児童委員に、担当地区内のサービス利用該当者に案内をお願いしているほか、ケアマネジャー連絡協議会、地域包括支援センター等に情報提供を依頼するなど、必要な利用者に各種のサービスの情報が届くよう努めております。さらに、声の広報、点字広報での情報提供に加えて、電話、ファクス、メールなど様々な方法で情報提供や相談に応じています。

また、各窓口おいての申請や相談対応については、民生委員児童委員をはじめ、例えば聴覚等の障害のある方には手話通訳者を、視覚障害のある方には同行援護サービス等、必要な支援を提供しております。

引き続き、利用者に沿った情報提供や窓口対応に努めてまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 この申請主義に対して、プッシュ型行政サービスというものがあります。行政側から必要な人に必要な行政サービスの情報が本人に届けられる仕組みです。全国には、このような事業に取り組んでいる自治体もあります。例えば千葉市では、同市が保有する個々の住民データを活用し、その人が利用できると推測される行政情報をLINEで通知するサービスがあります。通知対象は、特に申請忘れのリスクが高いと判断された事業から選んだがん検診や予防接種、独り親家庭などへの医療費助成、上下水道料金の減免など23事業です。ほかにも、東京都三鷹市や千葉県市川市等での事例があります。

もともと、これらのプッシュ型行政サービスがあらゆる行政サービスで展開するようになるためには、その前提としてICT機器の活用やマイナンバーカードの普及が必要になってきます。

しかしながら、このような事業に取り組んでいるこれらの自治体が、特段ICT化され、マイナンバーカードが普及されているというわけでもありません。そう考えますと、本市として今でもできることはあるはずです。

複雑多岐にわたる個々の行政サービスを市民が自ら調べる時間や負担を減らし、受給漏れの防止につなげ、誰もが公平に行政サービスを受けられる仕組みとしてのこのプッシュ型行政サービスの導入に対する本市としての見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 当市においてプッシュ型行政サービスに類似するサービスとして

かっぱメールがございます。かっぱメールは、希望される方に市・学校・保育園等からのお知らせを電子メールでスマートフォン、携帯電話、パソコンに配信するものです。

配信希望者が最初の登録の際に、市から送らせていただく情報として、火災災害情報、地震震度情報、市政イベント情報などや、小中学校、幼稚園、保育園からの学校ごとの行事情報や部活時間情報など、42項目の中から選択をするものとなっています。

千葉市のLINEを利用したプッシュ型行政サービスも、市民が何の通知を受け取るか最初を選ぶもので、その通知が一方的なお知らせではなく、個別の検診や予防接種の通知となり、利便性、即時性や失念防止に有効であると考えられます。

そして、このような情報サービスを提供する際には、手当や助成、減免などの該当者へのお知らせについては、住民税情報等の個人情報による判断が必要なため、同意が必要であり、セキュリティ上、SNSの活用がふさわしいのか、導入の際には十分な検討と検証が必要となります。

幾つかの解消すべき不安要素はあるものの、通信機器の活用そのものを縮小することは考えにくく、プッシュ型等の行政サービス導入については検討すべき段階にあると考えております。その際に、セキュリティ性が高いマイナンバーのマイナポータルの活用であるのか、あるいはかっぱメールを改良したものにするのかなど、様々な方策の調査研究を尽くしてまいりたいと考えております。

さらに、これらの方法によるお知らせを受け取ることが困難な方々についての対策も並行して検討していかなければならないと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ぜひとも前向きに取り組んでいっていかれることを願いたします。

一方で、情報を手に入れても、申請手続きが煩雑なためサービスの利用をためらうことも考えられます。以前の実態から考えると、随分簡略化、簡素化されているというものの、行政の書式はやはり面倒だという意識はあります。もちろん、必要なことは記入し、必要な書類は用意しなければなりません。省けるものは省き、文言も読みやすく、誰もが理解しやすいものとする必要だと思います。

申請手続きの簡略化、簡素化に関して、本市はどのような工夫をされているのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 申請・手続きの簡略化、簡素化につきましては、前回定例会での議員の御質問にお答えしました押印の廃止がございます。これは、法に定めのない申請書について廃止したものでございます。今後、より一層の押印廃止を進めてまいりたいと考えております。

今後、先日発足いたしましたデジタル庁の主導により、電子申請が加速度的に進むものと思われれます。その際には、添付書類の簡略化が予想されますので、関連、連動、類似する市の手続について簡略化が可能か精査してまいりたいと考えております。

全国的には、マイナンバーの活用により添付書類の削減が図られており、転入・転出手続においては、マイナンバーカードを使い手続を行う方は転出証明書を省略できるようになりました。そして、マイナンバーによる情報連携で手当関係や保育園手続などで所得証明書の添付が原則必要なくなりました。また、当市では昨年度よりサービスを開始いたしましたデマンド型公共交通である「うしタク」の利用登録において、申請方法を郵送、ファクス、電子メールや直接提出と、申請される方がやりやすい方法で行うことといたしました。

各種申請書や申込書には、それぞれの説明や注意事項が記載されているものが多くございます。書類を市民の方にお渡しする際、御記入いただく際にも詳しく説明をしております。対面での教示、文面での明示は怠ってはならないものと全職員が認識しており、その中で、どの業務においても分かりやすい説明、理解しやすい文章表現を心がけ、さらなる改善を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 1番鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 行政サービスが、誰もが公平に利用できるように、また必要とする人が漏れなく利用できるように、そして遠慮なくいつでも気軽に受けられるように、引き続き制度設計を進めていただくようお願いいたし、一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時35分といたします。

午前11時28分休憩

午前11時37分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番柳井哲也議員。

〔9番柳井哲也議員登壇〕

○9番 柳井哲也 議員 無党派の柳井哲也でございます。

通告書に従いまして質問をしてみたいと思います。

美術品等の市民からの寄託と市民ギャラリーについてということで、エスカート牛久内に整備予定であった市民ギャラリーが保留の状態になったことによる影響等を、特に美術作品等の市民からの寄託との関係を中心に伺ってまいります。

第1番です。牛久市のこれまでの寄託の状況ですが、これまでどのような寄託がなされ、どのような対応をしてきたのかについて質問します。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 これまで市が寄託を受け入れた事例といたしましては、平成16年に2点、平成18年に1点、それぞれ別の個人所有者から小川芋銭の作品の寄託を受け入れました。

寄託の受入れに際しましては、受け入れる市側と寄託する個人との間で美術資料受寄契約書を取り交わしております。同契約書では、いずれも寄託する期間の制限は設けておらず、預ける期間の変更や契約の解除に至る場合には、その申出から50日以上猶予期間を置くものとされております。

寄託された作品につきましては、現在、中央生涯学習センター内の美術保管庫に保管されております。以上です。

○杉森弘之 議長 9番柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 寄託する側としては、自分の大切な美術品を湿度や温度調節された収蔵庫で保管してもらえる、かつ盗難や火災などのリスク防止にもなって安心できると思います。寄託を受け入れた牛久市としては、その美術品を手にとって調査研究できるわけで、その成果を市民に展示活動などをしながら、互いにプラスの関係でこれまでやってきているということでありました。

次、2番の質問をいたします。市民ギャラリーの整備の見通しが立たないことで、そのことでの影響について伺いたいと思います。

文化芸術課はギャラリー開設に向けて様々な準備をしていたものと思われます。開設したらどのようなことをしようとしていたのかについて、お願いします。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 エスカードビル4階フロアに設置が計画されておりました、(仮称)エスカード地域交流センター内の2つのギャラリーについては、文化芸術課の芸術振興専門員と学芸員によって具体的な内容の検討が行われました。

1つ目のギャラリーにつきましては、寄託の契約によって市が受寄しているものや、市が所蔵する文化財の展示スペースとして、具体的には土器などの埋蔵文化財や郷土の歴史に関する資料、また小川芋銭や住井すゑといった郷土の偉人を検証する資料を展示し、日常的に文化や歴史に触れる機会を提供することで、郷土への愛着を醸成し、文化遺産の伝承にも寄与することを目的に計画しておりました。

ギャラリー2つ目は、貸しギャラリーとして「うしく現代美術展」など牛久にゆかりのある

作家による展覧会場としてだけでなく、市民の作品を展示・発表できる場の提供を計画しておりました。

また、市では現在、寄託を含め芸術作品を保管する十分なスペースと環境がないために、市が自主開催する展覧会を行えるだけの作品群を収集し、コレクションしていくことができない状態にあります。そこで、将来的に価値の高い美術品の寄贈や寄託に対応できるよう、ギャラリーと併せて美術品収蔵庫の整備を計画していたところです。

令和3年度も、近隣市町村にお住まいの方から小川芋銭作の掛軸を寄託したいとの申出をいただいておりますが、現在は、作品の収納においても展示においても、十分な環境が整っていないため断念せざるを得なかった経緯がございます。

今後、本物の文化芸術資料を適正に保存・活用するためには、専門的な照明・空調環境を有するギャラリーと収蔵庫が必要です。今回の市民ギャラリーの整備は、これまで所蔵していたにもかかわらず、展示環境が整わないために一般公開ができなかった文化資料の展示はもとより、寄託を活用した作品の収集にも大きく寄与するものでございました。

市民ギャラリーの開設が延期となることにより、企画していた展示計画や作品収集については、既存の施設のみでどれだけ実現していけるのか、それに代わる対応を模索していかなければならないと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 9番柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 牛久市は、大野正雄初代市長時代に資料館建設のため基金を設け、1億円を積み立ててあったのですが、次の市長さんのときに、それをなくしてしまい、その次の市長さんのときも、この課題には触れようとしませんでした。

そして今、根本市長です。牛久市の財政が非常に厳しい中であっても、これだけはやらなければならないと、市民ギャラリーの設置に向けて国の支援を受けてやろうとしたその決意を、私は評価しています。市民の心を大切に、子供たちのために必要と考えていることが分かるからであります。

3番目の質問に移ります。ギャラリーが今のところ、いまだない中で、今後の対応について伺いたいと思います。

現行の例年行事の中で組み入れていけるのかどうか、よろしく申し上げます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 平成28年に作成されました牛久文化芸術振興基本計画に掲げる「育てる・伝える・つなぐ・支える」の4つの柱のうち「伝える」の施策であります「文化芸術資料を未来に残そう」を展開していくためには、文化芸術資料を適正に保存し、見せるための場所と手段が必要と考えます。

牛久市においては、全国的に有名な彫刻家一色邦彦さん、そして県立美術館で度々個展を開く山本文彦先生、南在住でございます、そして東京においても、しばしば個展を開く多くの作家さんがいる牛久において、現在、博物館施設がなく、今回の市民ギャラリーの開設を想定した企画については、当面の間、それに代わる方策として既存の施設使用を前提に考察しなければならない状況でございます。

まず、貸しギャラリーにおける市民の作品を展示・発表する場の創出については、今年度オープン予定の「住井すゑ文学館」内の展示スペースの「抱僕舎」において可能であるかを検討してまいります。

また、郷土の偉人を顕彰するための展示につきましても、引き続きかっぱの里生涯学習センター内の「かっぱの里」ギャラリーを活用する予定であります。

しかしながら、両施設とも展示するスペースに限りがあるため、サイズの大きな文化遺産作品や、個人から借り受けた貴重な作品などを展示することは難しいと考えております。

なお、作品収集のための寄託の推進につきましては、牛久市文化芸術振興審議会による答申書に基づき、収集の望ましい方向性について考察してまいります。

具体的には、市に在住の作家をはじめ、市にゆかりのある作家の作品や関連する作品を軸として収集するためにも、寄託に値する優れた作品を見分けられる専門職員の育成も必要でございます。現在、市の職員においてそのように研修しながら、非常に眼力が難しいと言われる小川芋銭さんのこれから研修を行うことをしております。

市中にある貴重な文化芸術資料を適正に管理しながら、市民に見ていただくためのルールづくりをこれからも進めてまいりたいと思っております。

○杉森弘之 議長 9番柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 牛久市には、既に能力のある学芸員がそろっております。常設展や企画展、特別展など、様々な計画を実行していきたいと準備をしていたことと思えますけれども、保留の事態となってしまう、かっぱの里などを使っていく以外ないという答弁がありました。

コロナ禍のことを考えますと、一、二名しか一度には入ってもらえないような狭いスペースであります。非常に厳しいと思っております。

今後、何としても実現してほしいと思っておりますが、経済が全ての思想では、心の問題をなかなか解決していくのは難しいと思います。文化・芸術・伝統・学問などは、金銭で量ることはできません。しかし、これらは幸福というものに直結するものであり、私たちにとってはなくてはならない非常に大切なものです。

子供たちや市民の方々に、牛久はどんなにすばらしいところであるか、さらにこの地で生ま

れ育った先輩方が、様々な分野で日本を代表するような大活躍をしてきたこと、そしてそれを知ることによって、ふるさとに誇りを持って進んでいってほしい。先輩方のように、自信を持って大活躍していただきたいとの深い思いを込めての、子供から高齢者に至るまでの全ての市民を対象とした、いわば学校、郷土学を学ぶ場の問題であります。

牛久市の誇りとするものがたくさんあるにもかかわらず、子供たちに一度も紹介できずに、子供たちは高校を卒業すると、それを知らないまま牛久市を飛び立って行ってしまいます。来る年も、また来る年も、その繰り返して残念でなりません。このまま平気でいられる牛久市であってはならないと考えます。

牛久市は、根本市長のときにつくらなければ、永久にこのようなギャラリーを持つことができないかもしれません。根本市長、もう一度議員と勉強会を開くなどしながら、頑張ってくれるようお願いしております。

以上で私の質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で9番柳井哲也議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午前11時53分休憩

午後 1時11分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 改めまして、皆様こんにちは。公明党の秋山でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、本市が推進している大人の予防接種の1つであります23値高齢者肺炎球菌ワクチンについてお伺いをいたします。

ワクチンは、病原体に抵抗する抗体を体内につくり感染症を防ぎます。この世界的発明は、天然痘という伝染病との闘いで生まれました。イギリスの医学者ジェンナーは、牛の天然痘にかかった人のうみを健康な人に接種し、天然痘を予防できることを証明しました。ラテン語で雌牛をワッカーといい、ジェンナーは、このうみをワクチンと呼び、これがワクチンの語源となったのです。

日本では、16種類の感染症に対するワクチンが、行政が費用を出す定期接種の対象となっています。このうち14種類の感染症に対するワクチンは無料で、残り2つは肺炎球菌感染症

とインフルエンザ、いずれも高齢者が対象となっているもので、費用が一部助成をされています。

そもそも肺炎球菌とはどのような菌なのかというと、肺炎球菌は、莢膜という分厚い膜に包まれています。そのため、体の免疫からの攻撃に強く、退治するのが難しい細菌です。しかも、抗菌薬、抗生物質が効かない耐性菌も登場しており、肺炎球菌感染症は重症化しやすく、現代でも危険な感染症です。

肺炎球菌は、どのように感染していくのか。肺炎球菌は、主に小児の鼻や喉にすみついていて、せきやくしゃみによって周囲に飛び散り、それを吸い込んだ人へと広がります。体の抵抗力、免疫力が低下している人などが肺炎球菌に感染すると、肺炎球菌感染症になることがあります。成人が日常的にかかる肺炎の原因菌としては、肺炎球菌が一番多いと言われています。肺炎で亡くなる方の約98%が65歳以上であることから、特に高齢者では肺炎球菌による肺炎などを予防することが重要になります。

肺炎は、風邪と違って命に関わります。肺炎の主な症状は、発熱、せき、たんなどで風邪とよく似ており、症状から見分けるのは難しいですが、両者は全く異なる病気です。大きな違いは、感染が起こる部位です。風邪は主に鼻や喉といった上気道に原因微生物が感染して炎症を起こすのに対して、日常でかかる肺炎は、主に肺の中の感染症であり、肺胞という部位に炎症が起こります。

肺胞は、酸素を取り込み二酸化炭素を吐き出す呼吸を行っているので、肺胞に炎症が起こると息苦しさを感じたり、呼吸が早くなったり、時に呼吸困難に陥ることもあります。肺炎は、入院が必要なほど重症化する場合があるので、風邪とは全くの別物と考えて注意すべき病気です。特に、高齢者の肺炎では、発熱やせき、たんなどの症状があまり見られず、肺炎と気づかないうちに重症化する危険性があります。

具体的に高齢者の肺炎による死亡がどれくらい多いのか、2016年の厚生労働省のデータによると、65歳から69歳、70歳から74歳、75歳から79歳の死亡原因の4位が肺炎になっています。また、80歳から84歳、85歳から89歳、90歳から94歳、95歳から99歳、そして100歳以上の各ランキングで、肺炎は3位になっています。また、肺炎で死亡された方の97%以上が65歳以上の高齢者です。

現在、主に65歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチンの定期接種を1回受けることができ、自治体から公費負担を受けられます。

それでは、接種率の推移をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 高齢者肺炎球菌のワクチン接種は、平成26年10月に予防接種

法に基づく定期接種に位置づけられましたが、牛久市では独自の任意接種として定期接種となる4年前、平成22年4月より助成を開始しております。

接種対象者は、定期接種の対象者である65歳以上の5歳節目年齢に加え、市独自の任意接種として節目年齢以外も対象とし、年度末時点で65歳以上全ての方としております。

接種率は、開始当初の平成22年度は26.6%、定期接種となった平成26年度は34.6%、29年度は44.1%、令和2年度は45.8%と徐々に増加し、平成22年度開始時点と令和2年度を比較いたしますと19ポイント増えております。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま御答弁をいただきました。開催時点の平成22年度は26.6%、そして令和2年度は45.8%と、徐々にではありますが増加傾向にあるとのことのお話です。それでも、まだ半分以上の方が接種を受けていないということですので、市は未接種の市民を把握はされていると思います。今後、未接種に対するの勧奨、どのように推進していくのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 未接種者への接種勧奨につきましては、定期接種となった平成26年度から、定期接種の対象である5歳刻みの節目年齢の未接種者に対して、平成30年度までの5年間、毎年はがきによる個別通知を実施いたしました。これにより、全ての未接種の方に1回は個別通知での接種勧奨を行っております。

また、毎年、高齢者インフルエンザ予防接種の開始時期には広報誌に高齢者肺炎球菌ワクチンの特集ページを設け、接種の啓発等を実施しております。

今後におきましても、広報誌、市ホームページの掲載、FMうしくうれしく放送等で広報周知を実施し、接種率の推移を見ながら個別通知等必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、これからもまた勧奨の推進をよろしくお伺いいたします。

本市においても、医療機関で定めた額から公費負担分3,000円を引いた額が自己負担となります。しかし、ワクチンの効果は約5年と伺っています。よって、5年ごとに接種する必要があるのではないかと考えます。2回目以降は任意接種となり、実費での接種となります。先ほども述べましたように、高齢者の肺炎に罹患する確率を考えたとき、2回目以降の接種にも補助すべきと考えますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法においては1回接種とな

っておりますが、ワクチンの添付文書には、重要な基本的注意として、過去5年以内に接種を受けた者は、副反応が初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現するため、再接種を行う場合には、再接種の必要性を慎重に考慮し、前回接種から十分な間隔を確保して行うこととされています。

また、感染症学会肺炎球菌ワクチン再接種問題検討委員会が平成29年7月に公表した「肺炎球菌ワクチン再接種に関するガイダンス（改訂版）」では、委員会の考え方として、「再接種による臨床的な有効性は明確になっていないが、症例によっては追加接種を考慮してもよいと考える」としています。

国立感染症研究所が平成30年に公表した「高齢者肺炎球菌ワクチンに対する予防効果」によりますと、1回目の接種における予防効果は、65歳以上で33.5%で、肺炎入院患者を2.6%抑制し、一定の医療費軽減効果はありますが、再接種による発症予防効果は不明であるため、慎重な検討が必要であるとしています。

牛久市では、感染すると命を脅かし、合併性や集団感染の可能性がある疾病の予防として有効である予防接種について、牛久市医師会と相談しながら優先順位をつけて助成の検討を進めております。

今後におきましても、研究結果や国の動向を注視し、有効性及び安全性を見極め、高齢者肺炎球菌ワクチン接種2回目の助成については、引き続き検討を継続してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 今、部長のほうから御答弁いただいて、研究所の報告では再接種による発症予防効果は不明であるため、慎重な検討が必要であると御答弁いただきました。

私も、65歳になってすぐ肺炎球菌ワクチンを打ったんですね。そうしたら5年しか効果がないと言われたので、もうちょっと遅くに打てばよかったかなと、今ちょっと反省しているような次第です。でも、今後引き続いての検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、带状疱疹を予防するためのワクチン接種についてお伺いいたします。

この質問は、平成28年第1回定例会において質問をさせていただきました。带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって帯状に生じます。症状の多くは上半身に現れ、顔面、特に目の周りにも現れることがあります。皮膚症状が現れると、ぴりぴりと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合があります。多くの場合、皮膚症状が収まると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続くことがあり、带状疱疹後神経痛、PHNと呼ばれ、最も高い合併症です。また、带状疱疹が現れる部位によって角膜炎、顔面神経痛麻痺、難

聴などの合併症を引き起こすこともあります。加齢などによる免疫力の低下が発症の原因で、特に50歳代から発症率が高くなり、80歳までには約3人に1人が带状疱疹を発症すると言われています。

带状疱疹は、多くの方が子供のときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内の神経節に潜伏していて、疲労やストレスなどで免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化して带状疱疹を発症します。日本人成人の90%以上は、このウイルスが体内に潜伏していて、带状疱疹を発症する可能性があります。

带状疱疹は免疫力の低下が原因で発症しますが、带状疱疹にかからないためには、食事のバランスに気をつける、睡眠をきちんと取るなど、日頃から体調管理を心がけるとともに、50歳以上の方はワクチン接種で予防することができます。

ドクターは、予防ワクチンを接種することで带状疱疹にかかるリスクはなくなり、医療費の削減にもつながるとおっしゃっていました。しかし、予防接種の費用は1回につき1万円前後かかり、高齢者の費用負担を考えると一部助成を考えてみてはいかがかと考えます。

まず初めに、前回、带状疱疹につきましては接種に効果的な対象者や実施回数、副反応の状況などの調査結果や国の動きなどを注視し検討してまいりたいとの御答弁をいただきました。先ほども述べましたように、接種に効果的な対象者については、日本人成人の90%以上はこのウイルスが体内に潜伏しているということ、一部公費負担を実施している自治体もあります。今日までどのような調査検討をしてきたのか、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 平成28年(2016年)第1回定例会において御質問を受けたときには、带状疱疹発症予防のために使用できるワクチンが認可されておりました。現状では2種類のワクチンが認可されており、市では、国の動向とワクチンメーカーからの使用実績などを情報収集してまいりました。

認可されたワクチンは、まず子供の水ぼうそうの予防に使用している水痘ワクチンで、2016年3月から50歳以上の者に対する带状疱疹発症予防を目的とした接種が可能となりました。さらに、アメリカで開発された带状疱疹ワクチンが2018年3月に、50歳以上を対象に国内での使用が認可されています。

また、国の動向ですが、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において2019年10月2日、带状疱疹ワクチンは定期接種化を検討するワクチンとして取り上げられており、引き続き検討することとなっております。

ワクチン効果を維持するための接種回数や接種間隔、接種不適當者への対応、2種類のワクチンの使い分けなどが課題となっております。

こうした状況の中で、ワクチン接種の助成を開始した自治体は全国で11か所と把握しております。市といたしましては、これらの情報収集を行いながら、予防接種の優先順位を考慮し、牛久市医師会与相談し、公費負担を検討しております。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 前回の根本市長の御答弁では、こういうものの予防についてワクチン等が有効であるという話を聞いたが、なかなかそこまでいっていない。いろいろな現在のワクチンがどうなのかということも、まだはっきりしていないような状況であるので、調査研究していくと御答弁をいただきました。

確かに、ワクチンについては副反応の危険性も含まれていることもありますが、感染症を予防するためには大きな力となることは事実です。現在、新型コロナウイルス感染症の収束には、まだまだ時間がかかると存じますが、高齢者の感染率、重症化のリスクの低下については、まさしくワクチン接種の効果であると思います。

市民の健康を守るため、ぜひとも一部助成の実施をと考えますが、御答弁をいただきたいと存じます。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 带状疱疹ワクチン接種の目的は、带状疱疹の発症を減らし、重症化を予防することであり、高齢者の生活の質を維持することが期待できることから、必要性については認識しております。

費用助成を実施している自治体は全国で11か所ありますが、その中で名古屋市での接種率は約1%と聞いております。带状疱疹ワクチンは筋肉注射で、接種後の副反応出現率は、接種部位の疼痛・腫脹が約8割、発熱・頭痛などが約6割となっていることから、接種後の副反応に対する身体的な負担への考慮が必要と考えております。

先ほどの高齢者肺炎球菌ワクチン接種の答弁でも申し上げましたとおり、牛久市では、感染すると命を脅かし、合併症や集団感染の可能性がある疾病の予防として有効である予防接種について、牛久市医師会与相談しながら優先順位をつけて助成の検討を進めており、これまでも任意接種における公費負担を実現してまいりました。

今後、带状疱疹ワクチン接種の助成については、予防効果、副反応等の研究結果を含め接種状況やワクチンの有効性等を注視しつつ、国の動向を見極めながら継続して検討してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 国の予防接種ワクチン分科会においては、定期接種化を検討するワクチンとして取り上げられているということですので、少し明るい兆しが見えてきたのかなと

思います。今後も国の動向を見極めながら医師会と検討していただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは大きな2番として、内視鏡検査についてお伺いたします。

本市は、令和3年度より内視鏡検査を50歳以上、偶数年齢者のみ7,000円の助成をすることになりました。これまでは、年齢制限せず希望者には助成をしてきましたが、その変更理由が「国の指針に基づき」ということです。国立がん研究センターの胃がん検診ガイドラインには、50歳開始、75歳終了、3年間隔、または50歳開始、80歳終了、3年間隔のシナリオが最も費用対効果に優れているとありました。確かに毎年検診をし、異常が見受けられない方にとっては、国の指針に基づいた検診方法でよいと思いますが、毎年バリウム検査し、毎回引っかかり、内視鏡検査による再検査をする方もいらっしゃると思います。そのような方は、最初から内視鏡検査をされる場合があると存じますが、そのような場合の対応はどうしていくのか、お伺いたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 胃内視鏡検査につきましては、2016年に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が一部改正され、胃がん検診については、今までの40歳以上を対象とした年1回の検査から、50歳以上、2年に1回の検査に変更となりました。ただし、胃レントゲン検査については、当面の間、40歳以上、年1回の実施でも差し支えないとされています。

改正の理由として、隔年実施対象となる胃内視鏡検査は、国の研究結果により、隔年検査でも有効性が確認され、毎年行うことによる過剰診断、咽頭麻酔によるショックや出血等の防止、費用対効果等が上げられております。

この改正を受けて、市では、胃内視鏡検査の実施医療機関の確保と制度管理が必要となることから、今まで市独自で補助していた胃内視鏡検査を含むがん検診について、2017年に専門医を交えた準備会を発足させ検討を開始しました。

2018年には、胃内視鏡運営委員会を設置し、龍ヶ崎市・牛久市医師会と共同でピロリ菌検査を開始し、内視鏡検査の制度管理や実施方法についても検討を重ね、胃内視鏡検査実施医療機関を拡大するなどして現在に至っております。

このような経緯を踏まえて、2021年4月に要綱を改正し、今年度から胃内視鏡検査の対象を50歳以上、偶数年齢、検診間隔は2年に1回に変更いたしました。

胃レントゲン検査で精密検査となった場合は、保険適用で胃内視鏡検査を受けることができます。毎年、胃レントゲン検査で精密検査対象になってしまう方は、胃レントゲン検査を受けずに2年に1回の内視鏡検査を利用することになりますが、医師の判断により、経過観察等で

毎年内視鏡検査が必要な状態である場合は、保険適用で内視鏡検査が可能となります。市で行う健康診査は、あくまでも自覚症状がない方や経過観察が必要でない方を対象としております。

なお、令和3年度につきましては、移行措置として、昨年度胃内視鏡検査を受けていない50歳以上の方に関しましては、今年度奇数年齢であっても胃内視鏡検査の対象としております。また、胃レントゲン検査に関しましては、国の指針に基づき、当面の間、対象を40歳以上、毎年実施可としております。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 胃がんは、かつて日本人のがんによる死亡数の第1位でしたが、最近診断方法や医療方法が向上し、男性では肺がんに続き第2位、女性は第4位となっています。今後も検診率の向上に力を尽くしていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

このたびの一般質問は、保健福祉部健康づくり推進課の所管でした。コロナ禍の中、現在も奮闘中のところ、御丁寧な答弁を頂戴し、ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○杉森弘之 議長 以上で3番秋山 泉議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時50分といたします。

午後1時39分休憩

午後1時51分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に19番市川圭一議員。

〔19番市川圭一議員登壇〕

○19番 市川圭一 議員 皆さん、こんにちは。会派新政会の市川圭一です。

久しぶりの登壇で、ちょっと戸惑いもございますが、ぜひとも皆様よろしくお願いたします。

大きく2つの項目で質問させていただきます。

まず1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてということですが、ワクチン接種はいろいろな同僚議員が質問しておりますが、私はその中でも、副反応についてお伺いをしたいと思っております。

まだ牛久市内、接種が始まってから1年はたつてはいませんが、全世界、また国においても、それなりに副反応についての報告がなされております。私も2回接種することができましたが、

2回ともやはり38度5分前後の熱が出ました。翌日やはり熱のだるさと、あと多少の筋肉痛、インフルエンザ等々でも熱が出るというのは承知はしております。かかりつけのお医者さんに話したところ、それは効いていることだよと。順調にワクチンが反応しているんじゃないかというふうなお話もしました。

ただ、現段階で国でも報告がございましたが、生活に支障を来すような副反応の事例、また重篤な副反応の事例、報告は現在あるのかどうか。また、市内と全国でそういう事例があるのかどうか、お聞きします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えします。

予防接種におけます副反応疑い報告につきましては、予防接種法第12条に基づきまして、診察した医師に報告が義務づけられており、国が委託した独立行政法人医薬品医療機器総合機構に副反応疑い報告書が提出され、国、県、そして市に情報提供されることになっております。

報告基準は、接種後のアナフィラキシー、血栓症、医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって入院治療を必要とするもの、死亡、また身体の機能の障害に至る、またはその可能性があるものとなっております。

新型コロナウイルスワクチンは、特例承認ということもありまして、これまでのワクチン接種の因果関係が示されていない症状を含め、幅広く報告が求められております。

牛久市民の副反応疑い報告は、8月時点で6件ありまして、年齢別では20歳代が2人、30歳代3人、40歳代1人で、症状別では、呼吸困難、しびれ、急性感音難聴、発熱悪寒、動悸、アレルギー症状等で、いずれも重症ではなく一過性の症状となっております。

また、全国での副反応報告では、7月25日までに全接種者中0.03%に当たります2万105例が報告されておりまして、発熱、頭痛、倦怠感などの症状がその多くを占めております。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 ありがとうございます。今、次長のお話の中で、牛久市内では8月時点で6件報告があったということですが、私の知っている限りというか、たまたま知っている方が、接種後病院ですぐ反応が起きて、しびれという形で、一時半身麻痺のような症状までいってしまったという方がいるんですが、そのような報告は保健福祉部としては受けていますでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えします。

保健福祉部のほうには、その報告は今のところございません。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 なぜこのような聞き方をしたかという、結構たらい回しにされて、その方は県・国ワクチン相談ですか、コールセンターに電話をしたそうなんです。そうしたら、ここではない、あっちに電話してくれ、そっちに電話すると、いや私のほうではない、こっちに電話してくれという形で、よくある、例えが合っているかどうか分かりませんが、救急車でたらい回しにされて、いつのまにか重篤になって、ひどければそこで死亡ということも考えられてしまいます。現実そのようなことがやはり起きているということで、国等々でもいろいろな指針は示されていると思います。ですので、まだ、ちょっとそちらのほうの質問は次の質問にするんですが、まず今の段階で想定されている副反応について、その対応等は、国・県等から示されているのかどうかお聞きします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 想定される副反応への対応につきましては、国の指針であります新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引、これにおきまして予防接種の種類や接種時の注意すべき事項、有効性、安全性及び副反応に対する十分な周知を図ることが規定されておりまして、そのほか接種会場での応急治療ができる救急処置用品の準備、対応職員の配置が記載をされております。

さらに、令和3年3月に厚生労働省医政局地域医療計画課長発通知、「新型コロナワクチン接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について」、この通知におきまして、救急搬送先の候補となる医療機関及び地域の医療関係者や消防機関の関係者とあらかじめ対応の手順等について共有をし、体制を確保することとなっております。

牛久市におきましても、市民へのワクチン接種開始前の本年5月に、牛久消防署と、そして牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院にアナフィラキシー等を発症した接種者の救急搬送等の協力を要請しまして、万全の態勢でワクチン接種を推進しているところであります。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 9月6日現在で、茨城県全体で新型コロナにかかった罹患者というのが2万2,004人、牛久市内で619人という、新聞等で報告はされております。その中で、副反応者が、先ほど牛久では6件ということで、8月時点でということでありました。

その方は、もちろん今、名前の出た病院等々でワクチン接種をしたわけですが、インフルエンザなんかでも、第1号者が出ると、そこは消毒なりなんなり大変だということで、よく学校なんかでも第1号にだけはならないでくれよ、今年のというふうな話がよく出ていると思います。

やはり、軽微な熱等々の反応は想定されると思うんですが、重篤な状況になり得る、そういう最悪の想定もしてかからなければならない。ですから、医療機関もある程度、これは牛久市で精選する中で絞られているんだと思います。ではうちでワクチン接種やりますよといっても、それなりの施設、あとはその後の管理体制がどうなっているのかということが不十分では、やはり打つ側も心配ですし、打たれる側も心配だと思います。

結局、その方は今、普通にお話とかは全然できるんですけども、私が知っている限りでは、車椅子ではなかったのが車椅子を使う状態、24時間とは聞いてはおりませんが、車椅子を使って生活をしなければならない場面も出てきているそうです。やはり、まだまだ未知のものではあると思いますから、100%の対応はできないと思うんですけども、そのような方が今後増えていくのも想定されると思うんですね。そういう点も含めて、市として相談窓口、いろいろな、多分ワクチン接種が始まる段階から、私もちょっと窓口のほうに行ったときに、1回目の接種、高齢の方ですから、とても口にできるような言葉ではないような口調で食ってかかっているのも見えています。ですから、大変その場その場で窓口で対応された方たち、大変御苦労があったと思います。

ただ、今後はワクチン接種だけではなくて、多分その後の、私が質問している副反応や、それに関わってくるものについて相談等々が増えてくると思うんですね。それに対して対応は、市としてはどのように考えているのか。それと、どのように行っていくのか質問いたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 副反応に対します相談窓口は、国・県で設置をされておりました。厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターは、午前9時から午後9時まで、また茨城県新型コロナワクチンコールセンターは24時間、いずれも副反応等に対する問合せや相談に応じております。

また、副反応の疑いのある医療機関は、ワクチン接種医療機関やかかりつけ医が原則となりますが、さらに長期にわたる副反応の継続や重篤な症状により専門的な対応が必要な場合は、県内の12か所の副反応連携医療機関に紹介する体制を県が構築しております。

また、コロナワクチン接種によりまして健康被害を受けた場合につきましては、住民票のある市町村に申請し、国の審査でワクチン接種による健康被害と認定されますと、医療費、障害年金、死亡一時金等の給付が受けられることができる予防接種健康被害救済制度が国において設けられておりますので、一人でも多くの市民が安心して接種に臨めるよう、市といたしましても、相談窓口、救済制度等の積極的な情報発信に引き続き努めてまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 今、どのような対応かということで次長から御答弁がありました。今、ちょうど厚労省のホームページ、新型コロナワクチン副反応疑い報告についてというのを見ながら質問もさせていただいているんですが、この内容自体は、言ったら悪いですけどもありきたりのような、当たり障りのない内容なんです。

やはり、重篤な症状が出て、誰に相談していいんだか分からない、中には相当悩んでいる方もいらっしゃると思います。また、立場上、なかなか言いたくも言えない状況の方もいると思います。一人でもそういう方がないよう、ぜひとも牛久市では、そういう小さなところからフォローアップの体制をしっかりとさせていただいて、後に延ばしてしまうと大変になってしまうと、早期に対応していれば軽度で済んだものが、長期の時間をかけてしまったがために、もう元には戻らないということもあるかもしれません。

ですから、本当に窓口業務、いろいろな方がいらっしゃるの、対応している方一人一人では、逆にメンタルをやられてしまう可能性もあると思います。ただやはり親身になって聞いてくれる方がいれば、市民としては安心できると思いますので、ぜひともその点は、大変な御苦労はあると思いますが、牛久市は予防接種等々でも茨城県内では相当な高接種率、高い、ですから保健福祉部の皆さんお一人お一人の働きかけが効いての、これは小児科の先生等々なんかで聞いても、大変なスケジュールの中で接種率が高いんだと、牛久市はみんな頑張っているよと言っていますので、ぜひともそういうところにも目をかけていただいて、今後もまだまだコロナが、テレビ等でウィズコロナと、収束はないでしょうと、ウィズコロナということでやっていくしかないと思っておりますので、ぜひともその点はよろしく願いを申し上げます。

次の質問に入ります。2番目は、土浦竜ヶ崎線、一般的に土竜線と言っている道路でございますが、牛久市内、片側2車線、4車線道路で、牛久市内はほぼ整備をされております。まずその中の1点目として、牛久阿見インターチェンジが、圏央道ができておりますが、今、その脇に接続道路が、つくばから伸びている道路ですね、そこを土竜線につないでいこうというふうな、これは先ほど議長に資料、ありましたが、県道土浦竜ヶ崎線バイパス、これは交通体系整備促進委員会の中の資料にも入っていますし、たしか竜ヶ崎事務所が議員全体に説明した中の資料の中にも入っていたかなと思われま。

その中で、大変交通量が、今6号線のバイパスを造っておりますが、国道6号は慢性的な渋滞、茨城放送のラジオ、交通情報を聞いていても、大体、牛久駅西口という表現ですか、前は田宮町、田宮町と言っていましたけれども、今はどちらかというと牛久駅西口というふうな交差点の渋滞をよく耳にします。

それに代わって今、土竜線が南北をつなぐ重要幹線になってきているのではないかなと思わ

れます。特に私も以前質問させていただいたんですが、自然観察の森の入り口のところに横断歩道があります。ここは、幼稚園生や保育園、そして小学生がその横断歩道を渡って観察の森まで行って、そこで体験学習等々をしていくということもあります。あそこは、大変スピードの出る箇所でもあります。ですから、スピード取締りもたまにやっている状況です。大変危険な箇所、私も以前信号設置について質問させていただきましたが、現段階で通学路にもなっていますし、押しボタン式でもいいので信号機の設置が必要ではないかなと思っているんですが、その点について市としてはどのようなお考えがあるのかお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 県道土浦竜ヶ崎線の牛久自然観察の森入り口付近は、議員御指摘のとおり交通量が多く、通過車両の速度が速い上に、緩やかなカーブと勾配により見通しがあまりよくない場所となっており、横断歩道があるにもかかわらず、徒歩で安全に横断するためには車の切れ目を待つためにかなりの時間がかかる場所となっております。

現在、周辺地域に徒歩で通学する児童がいないことから通学路とはなっておりませんが、自転車通学等でこの県道を横断する高校生や地域の住民などは、約350メートル北側にあります信号機のある交差点を利用していることは認識しております。

御質問にありました交差点への信号機設置については、地域医療センターや牛久自然観察の森を利用する車で出入りが多いことから、関係する部署からも感應式信号機の設置要望が上がっており、茨城県警に対しまして2019年度、2020年度に要望しているところでございます。

市といたしましても、今後も継続して要望してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 私の議長時代に、国交省のほうに、この道路ではないですが、毎年のように要望活動は行ってまいりました。道路やそういうものに関しては、地道ではありますが、飽きのない活動が大事だと思います。ぜひとも、ほかにも危険箇所といったら切りがないと思います、いろいろな優先順位等々があると思いますが、働きかけは大事ですので、ぜひその点については諦めずに、しつこくやっていただければなと思っています。

また、次の質問に入りますが、先ほど申しましたが、牛久阿見インターチェンジまで、土竜線ですね、のところは、新しく龍ヶ崎方面から来ると、片側1車線から2車線に広がりましたよね。牛久阿見インターチェンジの入り口までは片側2車線道路という形で整備はされました。

ただ、その先、そこからつくば方面に向けて、なかなか分かるようで分からない。いつ頃開通するのか。具体的に、その期間、スケジュール等々が現段階でお示しできるものがあれば、していただければなと思います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 県道土浦竜ヶ崎線バイパスは、圏央道牛久阿見インターチェンジへの利便性向上と岡見交差点箇所の交通渋滞緩和を図るため、平成8年度に牛久市結束町から阿見町実殻まで延長5,350メートルの区間が茨城県にて事業化され、令和2年度までに牛久市結束町から圏央道牛久阿見インターチェンジまでの延長約3.3キロメートル区間が4車線で供用しております。

今後の事業スケジュールにつきましては、圏央道の4車線化に合わせて供用開始できるよう、残りの圏央道牛久阿見インターチェンジから阿見町実殻までの延長2.1キロメートル区間の整備を進めていく予定であると茨城県より伺っております。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 そこは開通されたとして、交通量ですね、どのような感じに流れ、現段階で市としては、あくまでも土浦竜ヶ崎線、牛久市はちょうど真ん中辺り、土竜線、なるのかなと思うんですね。牛久の整備はほぼ完了していると思います。その中で、道路が開通、牛久阿見インターチェンジから先が開通、そしてもしくは利根町のほうにある若草大橋ですね、それも関連してくると思います。そこが全線開通になったときには、どのような車の想定、今それこそ6号バイパスも同時進行で動いておりますが、県南地区の、先ほど来言っていますが、主要幹線道路としての位置づけの中で、牛久市としてはどのような位置づけを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 県道土浦竜ヶ崎線につきましては、文字どおり牛久市の地理的にも真ん中を南北に通っておるわけでございます、3年前のたしか交通量調査でも、今の国道6号線よりも多いぐらいの台数が、4車線化もありますので、通っていると認識してございます、我々としましても。

今後におきましても、圏央道の4車線化も開通すれば、なおのこと千葉県から土浦のほうまで結ぶ大切な幹線道路と認識してございます。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 大切な道路になっていくという御答弁です。そうしますと、必然的に交通量が増えれば、道路の傷みも激しくなってくると思います。もう現段階でも、わだちですか、そして先ほど来、スピードが出るということですが、実は龍ヶ崎との境の辺りでは、何年か前に死亡事故が起きているんですね。ある施設から出てきたオートバイが牛久方面から来た車と衝突をして、オートバイに乗っていた方が亡くなったと。本当にあそこは牛久と龍ヶ崎の境のところなんです、そういうこともあります。

また、ダンプ等々の大型車両が頻繁に通っていますので、大変道路形状として、どちらかという、多分龍ヶ崎から利根町、利根町はちょうど竜ヶ崎南高校の下までは4車線ですけれども、そこから先は栄橋まで、千葉側へ渡るのは、あそこは周りに住宅地等々が建っていますので、なかなかあそこを自体を広げるのは難しいかなとは思いますが、そのために若草大橋ができたんだと思います。

ただやはり、千葉と茨城を結ぶ道路ということで、道路の傷みも、多分走っている方は分かると思うんですが、ちょっと雨の日になれば水たまりができたりとか、車によってはハンドルを取られてしまうということもあると思いますが、広域として考えて、その中の牛久市も一員だということで、路面の劣化があります。補修等々の計画は、もちろん牛久市は牛久市で立てていると思いますし、ただ全体としては竜ヶ崎工事事務所が考えていると思いますが、今の中で、どのような計画というか、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 道路管理者であります茨城県竜ヶ崎工事事務所に問合せを行ったところ、路面の劣化状況等は確認しておりますが、管理する他の路線におきましても同様に劣化の進行等が確認され、現在、限られた予算の中で効率的な修繕活動を進めており、今年度においても、牛久市女化町地内において舗装の修繕工事を実施しております。今後も修繕費の予算要求や修繕活動を進めまして、良好な道路環境の保全に努めてまいりたいとの回答をいただいております。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 1本の道として考えたときに、今、大変はやっている、牛久市内ですけれども、飲食店がありますね。あそこは朝から毎日のように行列ができて、もちろん市外、以外、他県からも相当な人が来ております。そのために、大型車両が止まっていたり、道路の横断が激しいと思います。また、龍ヶ崎市内に行けば大型店舗が並んでおりますし、その中でもやはり出入りが頻繁にあると思います。

この前の、終わりましたが茨城県知事選挙で、実は9月30日に、ある候補者の車が県南地区に入りました。そのときの車の流れは、牛久から龍ヶ崎に入って、その後河内、利根町と、まさに今、私が言った土竜線をメインに走っているんですね。縦道があれば良かったのかなとは思いますが、ただ、そのように重要な幹線道路ですから、ましてドクターヘリ、こちら辺ドクターヘリを呼びますと、千葉の北総病院に運ばれます。ただ、家族の方はドクターヘリには便乗できませんので、そうすると自分たちで行かなければなりません。そうすれば、必ずといっていいほど土竜線は多分通ると思います。

単独の市ではなく、稲敷広域、先ほど同僚議員からもございましたが、大きな目で考えてい

くと、これからは広域というのがすごく大事なことになっていくと思います。やはりその一つの整備、これは県南の方、それこそ首長なり議員もそうですが、一丸となって、県南のメインになるようなところは、単独ではなくて、これからは広域でもっと押し上げていこうよというような要望活動も、確かに私が議長のとときには、今みたいなコロナで要望活動が制限されていることではなかったもので、近隣の市町村長、議長が押しかけて、押しかけてという言い方はどうかですが、国交省に陳情に行っていました。ここを何とかしてほしい、あそこを何とかしてほしいということでやっていました。

今、なかなかそういう場が少なくなってきましたので、ただ、先ほど来言っていますが、諦めずに、これは日々の活動ですから、その日々の活動が、ちりも積もれば山となる、そして一大事業が成就となると思っております。皆さんも、その点は重々分かっていると思っております、諦めずに対応をしていただければなと思っております。

2つの今回質問をさせていただきましたが、特に最初の質問のコロナは、まだまだ未知数のものが多くて、今後どのような展開がなされていくのか分かりません。国の動向も、今後総理大臣が代わって、今現職の総理大臣はコロナに専念するとおっしゃっておりますが、どこまでなっていくのかも分かりません。本当に未知との闘いにはなるとは思いますが、現場で働いている方たちが一番大変だと思いますので、その点は皆さん、執行部の方たちもフォローしながら、親切丁寧に市民に、コロナもそうですし道路等々の苦情もそうだと思います、当たっていただければなと思ひまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で19番市川圭一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時40分といたします。

午後2時29分休憩

午後2時42分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番池辺己実夫議員。

〔11番池辺己実夫議員登壇〕

○11番 池辺己実夫 議員 皆様、改めてこんにちは。本日、一般質問最後の登壇になります。新政会所属池辺己実夫です。よろしくお願ひいたします。

今回は、市道23号線の全線開通後の牛久駅西側エリアの活性化について、一問一答方式で一般質問を行います。

私は、牛久に生まれて田宮地区で生活をして、少しの間、仕事の関係で牛久を離れたりはしましたが、ずっと牛久の田宮地区で生まれて育ってきました。

私も現在田宮地区の住民として、この道路の整備には大変大きな関心があります。これまでも2回にわたり一般質問をしてきましたが、改めてこの道路の整備経過を確認したところ、市道23号線が都市計画道路として計画されたのは昭和43年でした。一時期、国道6号線のバイパスとしての位置づけがあったことは、多くの私の支援者の皆さんから伺いました。そのときに、たくさんの反対意見もあったと聞いていますが、平成4年から実際に事業が始まり、平成19年10月に一部開通したことが、こちらの統計うしくにも記載されています。このアンダーラインをかけた場所なんですけれども。そして、今年度末に、30年の歳月をかけて全線が開通することになりますので、30年ですから、今回、その効果と全線開通を起爆剤とした今後の牛久駅西側エリアの活性化方策について質問をさせていただきます。

そこで初めに、この市道23号線の全線開通による効果をどのように捉えているか、伺います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 市道23号線につきましては、今年度末の全線開通を目指し、鋭意整備を進めているところでございます。

市道23号線が全線開通することにより、牛久駅西側エリアにおける南北への移動がスムーズになること、南側で国土交通省で整備を進めている国道6号牛久土浦バイパス、北側では県道田宮中柏田線と接続することにより、国道6号の牛久駅周辺を介することなく市外へアクセスできるようになる等、大幅な利便性の向上、現在発生している国道6号の慢性的な渋滞の緩和や、周辺エリアでの土地活用の活性化などの効果が考えられます。以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○11番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。牛久駅西側エリアにおいて南北を貫く基幹道路、すなわち大きい基となる道路の整備により、市内の交通体系が整理され、国道6号線の慢性的な渋滞緩和につながるというのは本当にそのとおりだと思います。

しかしながら、私はこの幹線道路の整備を契機として、田宮地区を、田宮地区をですよ、含めて牛久駅西側エリアの活性化につながる政策が打てないものだろうかと思うのです。

先ほどの答弁の中でも、土地活用が活用される旨の答弁がありましたが、私が子供の頃、つつじが丘や第二つつじが丘は団地と呼ばれ、本当にきれいに整備された道路と町並みで、そこまで牛久市には全く縁がないような風景でした。私が小学校の頃は、何となくつつじが丘に行くと、都会風といますか、すごく新しさを感じたことを今も覚えています。ちょうど例えるなら、現代のひたち野うしく駅周辺の住宅地に感じられるような、大変新しい町並みへの気分

が高まるような思いだったような気がします。当時、この地区は、そのような大変高いポテンシャルを持っていたのではないかと思います。

そこで次の質問ですが、市道23号線の既存住宅地の現状の状況について伺います。特に牛久駅から徒歩15分以内のエリアでありつつ、つつじが丘や第二つつじが丘の状況、住民の家族構成や高齢化の状況、道路の幅員やインフラ整備の状況、住宅面積や住宅の建物面積の状況などについて、ひたち野うしく駅から西側のエリアとの比較の中で教えてください。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 つつじが丘団地は、昭和40年から42年、第二つつじが丘団地は昭和46年から49年に整備されており、平成20年に整備が完了したひたち野うしくの西側と比べると、下水道などのインフラは整備されているものの、道路幅員や1戸当たりの宅地が狭くなっているのが現状でございます。また、子育て世代が多く居住しているひたち野うしくの西側に比べて、つつじが丘や第二つつじが丘は高齢化率がとても高く、世帯当たりの人数は少ない傾向にあると認識しております。以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○11番 池辺己実夫 議員 住宅地の需要は、時代の変化とともに、家族で自動車を複数所有することが本当に当たり前になりつつあることから、ゆとりのある敷地面積が求められるようになってきた。答弁でもありましたとおり、40年代に開発されたこのつつじが丘の地区は、面積は多くが50坪以下であることから、現代の感覚では大変狭く感じることや、また道路の幅員もひたち野うしくに比べると大変狭く、どうしても人気が出ない状況になっているものと思います。

以前、この地区の再開発についてのアンケート調査のようなものが市で行われたり、区画整理事業の構想もあったことを、私の有権者から聞きました。先ほども申し上げましたが、牛久駅から徒歩15分以内の地区が持っている本当に大きなポテンシャルはもっていないと思います。

そこで、3番目の質問です。この地区においても、ひたち野駅周辺と同じようなまちづくり、この地区の場合、再開発となるかもしれませんが、これを実施することにより、牛久駅西側エリアの既存住宅地に新しい住民を迎え入れることができるのではないかと思います。市のお考えをお聞かせください。また、その手法についても、現在考えられているものを教えてください。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 ひたち野うしく地区は、平成10年のひたち野うしく駅開業以降、牛久北部特定土地区画整理事業、東下根土地区画整理事業がそれぞれ平成20

年、平成23年に換地処分され、現在では宅地の供給不足になるまで発展を遂げてきたところでございます。

ひたち野うしく地区と同じようなまちづくりをすることで、牛久駅西側エリアにも新しい市民を迎え入れることができるのではないかと御質問につきましては、牛久市都市計画マスタープランでもお示ししておりますが、その地区の特性や課題、地域住民の思いなどに応じてまちづくりを進めていくべきであると考えております。

牛久駅西側エリアにつきましては、市街化区域内に空き家や空き地が点在し、未利用地が残っている状況であるため、空き家・空き地バンク等による空き家・空き地対策に加え、狭隘道路の拡幅整備により、未利用地の活用を促進してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○11番 池辺己実夫 議員 これまで市道23号線の開通に伴う既存住宅地の活性化について伺ってきましたが、最後に、隣接する市街化調整区域への取組について伺います。

現在、私は、環境建設常任委員会の委員長として環境建設常任委員会に出ています。ひたち野うしく地区に隣接する東端穴地区の住宅開発について、閉会中審査をさせていただいていますが、例えば第二つじが丘に隣接する市街化調整区域のエリアは、牛久駅西口から距離もそれほど遠くなく、市街化区域に隣接した地区であり、東端穴地区の住宅開発と同じような視点で見た場合、検討する価値は十分にあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

参考までに、私は今回、携帯の地図アプリ上で検索してみたところ、ひたち野うしく駅西口からひたち野うしく中学校までが約1.1キロメートル、スマホで検索すると徒歩14分であるのに対し、牛久駅西口から牛久第二小学校までは1.3キロメートル、徒歩で約16分ほどでした。

私は、牛久駅の西口から第二小学校まで徒歩で歩いてみましたが、徒歩16分のスマホアプリが12分で着きました。その辺を考慮して執行部のお考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 ひたち野うしく地区は、市街化区域内における宅地の供給不足により無秩序な乱開発が進むことが懸念されており、地元住民からの要望を受け、持続する住宅需要への対応や計画的な宅地開発を行うため、現在、東端穴地区において市街化区域に編入後宅地開発する方針で検討しております。

また、茨城県知事も、特に県南地区における人口増への取組につきましては重点的に考えられており、県とも開発の方向性が整ったところでございました。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、牛久駅西側エリアにつきましては、現在、市街化区域内に空き家や空き地が点在し、未利用地が残っている状況でございますので、現時点で市街化

調整区域を市街化区域に編入して宅地開発を行うことは現実的ではないと考えております。

しかしながら、今年度末には市道23号線の全線開通、令和4年春には国道6号牛久土浦バイパスI期区間の暫定開通が見込まれており、議員のおっしゃるとおり、当該エリアの価値が高まっていくことが予想されますので、今後の状況を注視してまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○11番 池辺己実夫 議員 今、空き家とかいろいろ説明があつて、まさしくそのとおりだと思うんですけども、同じ市街化区域に隣接する市街化調整区域があつても、東狹穴と牛久市西側地区の違いについて、今本当に答弁ありました。確かにつつじが丘、第二つつじが丘は空き家とかなんとかが多いですね。それは本当に分かっています。そういった部分を、私はリノベーションするとか、何て言ったらいいのかな、例えばひたち野うしく、先ほども私言いましたけれども「何となくいいな、広くて」みたいな、そういった形だと思うんですよ。

これもう議長、書いてはきたんですけども、これよりも何か俺、自分の気持ちのほうがちよつと、多分書いたときよりも、今話を聞いて、なおさらちよつと思うことが、やはり、じゃあどこが例えば劣っているのといったら、今言ったように「何となく広くていいじゃん」とか、幅員なんかも、例えば散歩なんかしていても、ランドクルーザーがこんなになって通ったら「おお、危ねえや」みたいな、向こうは確かに散歩とかランニングしても全然、ひたち野うしくのほうはいい感じでいくじゃないですか。

でも、これはもう答弁は全然いいんですけども、しなくて。つつじが丘とか隣に家が、さっき言ったように空き家とか空き地とかあるじゃないですか。それを例えば隣で買うなんて場合には、市で例えば補助したりして、何かこうプレミアをつけて若い人を呼び込むとか、そういったことがすごい大事だと思うんですよ。今風の造りにすれば、まだまだ西側は伸びるという可能性があるというのは、絶対にここにいる人は全員分かっていると思うんですよ。そこを大切に思っていたきたいなという思いがあつて、私今回そういう質問をしているんですよ。

私が言っているのは、夢みたいな話で思ってしまうかも知れないですけども、市としては、例えば今住んでいる人の考え方とかに寄り添いながら検討していかなければならないと思うので、今すぐどうしろとか、そういうのは考えてないです。ただ、私の質問を多少頭の片隅に入れてもらつて、これを契機に真剣に牛久駅西側エリアのことを考えていただけると大変ありがたいです。

最後までどうしても、私はまとまらなくなってしまうんですけども、よく市の考え方も分かりましたので、ただ今風の造りにすれば、まだまだ西側はよみがえる、もう最高のポテンシャル

を持っているということは、答弁の中でも認めていただけたのかなとは思いますが。

これで、私の一般質問を終わります。

最後、これちょっと見てもらいたいですけれども、アザレアの写真なんですけれども、こういうものをつつじが丘団地のシンボルみたいな形で、こういったものがたくさん植えてあって、きれいな公園があるよとか、そういった、ゆとりがあるんだよみたいな形のものをつくっていただくのも、1ついいことなのではないかなと思って提案させていただきました。

どうもありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で11番池辺己実夫議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後3時09分延会